

平成21年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

2番	炭竈ふく代	3番	山口敏子
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服部彰文	副 市 長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総 務 部 長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開 発 部 長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	総務部次長兼 防災安全課長	服部正治
民生部次長兼 環境課長	久野一美	民生部次長兼 保険年金課長	佐野隆
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪眞士
教育部次長	山田英夫	教育部次長兼 社会教育課長	水野進
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
収納課長	服部誠	市民課長	加藤恵美子
健康推進課長	渡辺安彦	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長	松川保博	児童課長	鯖戸善弘

総合福祉センター所長 伊藤 薫
都市計画課長 竹川 彰
下水道課長 橋村 正則
図書館長 伊藤 秀泰

十四山総合福祉センター所長 佐野 隆
商工労政課長 服部 保巳
教育課長 服部 忠昭

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤 忠
書 記 岩田 繁樹

書 記 横山 和久

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、炭竈ふく代議員と山口敏子議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 質問させていただきます。

公立高校の授業費無料化についてお尋ねをいたします。

公立高校の授業費が無料化ということで、約500億円の国の予算が組まれております。私立の方も公立の方も同じだと思います、勉強するのは、これを差別するということが、全く鳩山総理大臣は何を考えておられるのか。税金も自分で払っていない、親から兄弟で9億ずつもらって、片方の弟さんは約4億近くの贈与税を払われたということを聞いております。片方はまだ払っこなしであって、383万円というボーナスまで受け取ると。滞納しておってまだボーナスも受け取ると、こういう総理大臣。我々は自民党の議員であります。8月までは、自民党、そして公明党の連立政権でやっておりました。総理大臣は何回かわりましたけれども、総理大臣が滞納して、同じ義務教育である小学校・中学校、そして今の高校生については公立だけを無料化し、片方はこういうふうにするということについて、市長の考え方としてはどういうふうに見えるかわかりませんが、なかなか答えることはできんと思うんですけども、いい考えがあったらお聞かせいただきたい。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

大原議員にお答え申し上げます。

総理の個人的な問題につきましての発言は、私の方からは控えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公立高校と私立高校の高校生の、無料化、あるいは学費の負担援助という形でございますけれども、今、議員御指摘のとおり、新政権という形の中での一つのマニフェストという形

で出されているわけでございます。公立高校の授業料につきましては無料化にすると。その額は4,500億円というふうに聞いております。また、私立高校に対しては、無料化ということではなくて、年間の形の中で補助していこうという形で年間12万、そして特別枠のところにある方は24万という数字を聞いているわけでございます。そうした形の中においてマニフェストがあるわけでございますので、私どもといたしましても、この11月21日に愛知県9区の衆議院議員の方に、マニフェストどおり実行していただきたいということをまずお願いしてまいりました。先ほど議員がおっしゃるように、勉強する意思のある方が等しく教育を受けられるということは、まさにそのとおりだと思っております。また、私といたしましては、私学独自の助成ということを私学側からお願いをしていくということも大事ではないかなあと思っております。昨日の新聞等々を見ますと、そういったような動きもあるようでございますけれども、その辺のところについて、私学の高校生に対しても援助がたくさんできるといいなあと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長の考えはよくわかりました。

私立につきましては、この間新聞に載っておったようですが、1校につき14人の方が滞納しておると。本当に学校へ行って勉強したいと。勉強していただくために、我々が高齢者になったときに地域に医療を、いろんなことを勉強していただいて、そしてお互いにみんなが健康で長生きをしていただく、こういう生徒でありますので、今後とも市長から知事、あるいは国の方にもお願いをいたします。

次に入ります。

国の補助金がかかり減ってまいりました。弥富市につきましても、事業を健全化してみえるところが多くあります。これについては副市長の方がいいと思っておりますので、副市長、いいですか。

事業がどんどん減ってきます。こうなってくると、県の方では30%公共事業をカットするという話を聞いております。地方に来れば、恐らく50%、60%の事業がなくなってくると思っています。今、弥富市につきましては下水があるから、多少今の健全事業はやっていただいておりますけれども、これが過ぎてしまうと、従業員がおる方は、従業員が多いから仕事がないからやめてくださいということもできるかもわかりませんが、機械を買っておる人は、10年、20年と払わないかん。こうなってくると、とてもじゃないけど経営が成り立たん。私は思っているんですけど、前に市長に言ったように、弥富の方でもかなり資産があります。国の方では1,400兆円という国民の総資産があると聞いておりますけれども、弥富市の方でもかなりの総資産があると思っておりますので、そういうのを含めて、できたら市民を活用するというので、市と、そして市民とが協働して事業拡大ということはできんものかとい

うことを、副市長にお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） まず、今、市民の方と役所と協働で事業ができないかということでありますけれども、実際にそういった事業というのは私どもとしては考えておりませんが、例えば民間の資金の活用ということであれば、PFIとかいろいろあるかと思っておりますけれども、工事関係については従来どおり必要額については公債とかによる資金調達によりたいと思っております。

それと、民間でどんどん事業が減っているということではありますが、来年度におきましては弥生保育所の新規事業とか、それから平島の公園整備事業もございまして、それから23年度、24年度につきましては、第2桜小学校の建設事業等も始まります。こういったことから、財政上大変ではありますけれども、他の普通建設事業等を若干削減することはあるかと思っておりますが、総額ではほぼ同額になるかなと思っております。大変な時期ではありますけれども、それぞれ知恵を出してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） こういうことを聞くということは、08年度につきましては中部9県で約2万600件の方が倒産をしているということを聞いております。この09年度につきましては、約2万780件ということを聞いております。こういうふうで、東海3県につきましても、11月だけで97件が倒産をしておるということであります。民主党が資本金1億以下の中小企業の方については、18%から11%にすると。基本的には30%になっておりますけれども、こういうふうで11%にするということで、みんなが喜んでちょうらかされて民主党に入れたような人もようけおると思いますが、やっぱり言ったことを守らんような機関では、自民党のときは、言われたことについてはかなり譲歩したり、沖縄の移転についても、自民党は野党が当時はああいうから、いいよという話もしたり、いろんなことをやっていたんですけども、今回なってしまったらこういう状態でありますので、できることなら市長・副市長ともに弥富市の方が法人税を納められるような環境をつくっていただくように、ひとつお願いを申し上げておきます。

次に入ります。

徳山ダムの給水管についてお伺いいたします。

尾張8市で服部彰文市長がかなりの発言をしていただいて、私ども海部水をいただいておる者については、本当に感謝をしております。水というのは、きょうないからといって、あしたすぐ飲めるわけではありません。多少余裕があってもしなきゃいかん。今ではオバマ大統領が、核の削減だということでノーベル賞までいただくという時代になっております。これからは恐らく水戦争というような、昔のような水の取り合いになって、そういう戦争が起

きる時代にもなってくると思います。こういうのにつきまして市長として、河村市長が徳山ダムからの水は必要ないと言うんですけれども、この水というのは名古屋市だけが、知多半島の方まで木曾川の水はずっと行っておりますから、だから本当を言うなら、河村市長に河口の村まで行けるようなパイプラインをつくっていただくように要請をしたいんですけれども、市長の考え方はいかがでございましょう。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私も議員と同じ考え方でございまして、昨年5月から供用開始されております徳山ダム、総工費が3,300億という巨額な資金でつくられたわけでございます。その最大の貯水量が6億6,000万トンという形で聞いております。私も現場に2回ほど足を運ばせていただきました。そして、そこからの導水路事業という形の中で、私ども尾張8市、そして名古屋市の河村市長とお話し合いをさせていただいておるわけでございますが、結論から言うと、全く理解していただけない。この導水路の事業に対する理解をしていただけない。それは1点で、名古屋市においては水が余り現象であると、そういった科学的なデータもあるという形の中で、私どもの農業振興地域、あるいは地盤沈下をするところに生活している者の安心・安全ということをもう少し理解をしていただかなきゃいかん、そういうことを強く強く話し合いをさせていただいておるわけでございますが、今のところ全く物別れでございます。そうした形の中において、先ほども言いましたように、これからの時代、いろんなことが起きるわけでございます。平成6年の渇水期、いろんな形の中で農業用水等々も大変苦労したわけでございます。農業用水を利用させてもらえればいいと簡単に思っていたおるわけでございますけれども、水の利権というのは大変難しい問題が多々あるかと思えます。私のような若造が言うまでもなく、大変難しい問題もあるわけでございます。宮田用水を飲料用水で利用させていただければいいんだとおっしゃるわけでございますけれども、宮田用水と一滴の余るような水もありません。そうした形の中で、今後、本当に将来に対して孫に対する安心・安全を私たちの時代にしっかりとつくっていかなくちゃいかんということをお願いしているわけでございます。国土交通省のさまざまなダムに対する問題が、今、日本国内で巻き起こっております。そうしたことを、来年の5月ぐらいまでには大臣は精査するというふうにおっしゃっております。今後も私どもとしては、徳山ダムと一体型の導水路事業については継続・推進という形の中で、尾張8市を含めてお願いしていきたいと思っております。

そして、私は河村市長との話の中で、こういう本を一冊読んでおいてほしいという話をしました。これは、一昨年に亡くなったわけですけれども、吉川博先生、水の神様ともおっしゃる方でございますけれども、22年前に書かれた本でございます。21世紀に向けて「尾張の大地」というタイトルで書かれております。我々の地域がこういうような状況にある、これ

からの時代はこういう形の中で河川の水に頼っていかなきゃいかんということが事細かく書いてあります。そして河村市長に、この本を一度読んでくださいという形で御進言申し上げた次第でございます。どのように反応されるかわかりませんが、今回の徳山ダムにおいても、この本にも書いてあるわけですが、徳山ダムには466戸の世帯が協力をされている。そして、七つの村落になるそうでございますけれども、そういう人たちの協力があって、初めて徳山ダムはできたわけでございます。なぜ下流域の人たちに私たちが協力しなきゃいけないんだというような論争もあるようございましたけれども、いずれにいたしましても、徳山ダムをつくるということで協力をしていただいたわけでございます。その恩恵を十分感じながら水を利用すべきだということが書いてある、全くそのとおりだと思います。そういう心の部分も含めて、我々としてはこれからもこの導水路事業に対して意見を申し上げていきたい、要望を申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長の考えはよくわかりました。

名古屋市の市民税を10%とか、子ども手当とか、いろんな今のやっておる中で、一番安全に暮らせるというのは、やっぱり水がないと安全には暮らせません。こういうのを強く、また8市の中の会議の中で弥富市長の服部彰文さんからよく伝えて、そして何としてでも徳山ダムからのパイプラインをつくっていただくよう、よろしく願いをいたします。

次に入ります。

太陽光発電についてちょっと聞きますけれども、太陽光発電は、11月1日から電気会社が48円で買うということになっておりますが、これについては、つけられた方がかなり勘違いしてみえるんじゃないかなあと聞いて聞きますけれども、10キロワットアワーまでは48円で、それを超えたものについては24円というふうになっておりますが、こういうふうで間違いはないですか。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） では、お答えさせていただきます。

どうもこの資料を見てみますと、通常住んでいるところに設置されたものについては48円、人が住まない住宅については24円というような説明もございますので、その点、私も中部電力等に確認はしておりませんが、一応私どもが調べたデータでいきますと、どうも住んでいるか住んでいないか。ただ、国の補助については、10キロまでのものが補助対象になっておるようですので、ひょっとしたらそういう考えがあるかもわかりません。これはちょっと調べていませんので、確定ではないですが。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 実は私の家がつけているものですから、通知が来たもんで、その内

容についてわかっておる範囲でお答えさせていただきます。

私、最初にああいう宣伝があったときに、すべて48円かと思っておりましたが、10キロワット未満ということが書いてありましたので、例えば近くで15キロワットぐらいのをつけてみえる方がありますが、その方はお気の毒だけど、多分すべて対象にならないだろうと思っております。ですから、10キロワット未満で住宅用で1キロワット当たり48円かなと思っております。それ以外は24円かなと思います。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 多分そうだと思いますけれども、中には所得税をつけるのに減税したり、市も補助金を出しておるんだから、勘違いをしてつけてしまって、何でも太陽光発電をつければ48円をずうっと買ってもらえるんだと、何キロをつけてでもということではないということだけはきちっとしていただかないと、市民の方でも、これから電気会社にいろんなことを言われて、本当にクリアしてみえる方がつけばいいけれども、今こういう太陽光発電の苦情というのは県や国の方でもかなり悪質ということで出ておりますので、こういうのを含めてしていただきたいということでございます。

それから、今ついでに言いますけれども、10キロワットというのは、太陽光発電じゃなくて、例えば液化天然ガス、あるいは液化石油ガスというLPGとLNGというので発電したり、あるいは風力発電で発電するのは金額が39円までとなっておりますから、そういうのも勘違いしないように、できたら説明ができるように市側もしていただいて、それも10キロを超えると今度は20円になってしまいますから、そういうのを含めてやっていただきたいなあと思っております。

きのうに続いて、私は本当はきのうでしたけれども、中にまだ8人ばかり見えますので、ここで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、巡回バスの問題につきまして質問いたします。

来年6月の新しいバスの実施に向けまして、今、市としての取り組みが進められております。法定協議会である地域公共交通活性化協議会が組織され、またこの7月から8月にかけて、住民に対する意向調査、アンケートも実施されました。9月29日に第2回の地域公共交通活性化協議会が開催され、このアンケートの集約結果、分析などの資料も、この協議会の場に提出をされました。このアンケートは、現行の巡回福祉バスの今後の運行改善に向け、現運行実態に対する地域住民からの評価を得た上で、その結果を踏まえて、路線や運賃の設定など運行体系の見直しのために実施をしたとされております。2,100通のアンケート用紙が、郵送、または直接配布され、回収率45%、945通の回答があったとのことであります。このアンケートの配布数につきましては、私が6月議会の一般質問で指摘をさせていただき

ましたが、当初は1,000通ほどの配布をする予定とされておりましたが、これでは少な過ぎるのではないかと問題提起をいたしました。今回その線に沿って2倍を超えて大幅にふやしていただいたことは評価できると考えます。また、私ども日本共産党も7月に巡回バスについての独自のアンケート調査を実施いたしました。弥富市全域にアンケート用紙を配布し、約270名の方から回答をいただきました。

そこで、これらのアンケート結果から明らかになった特徴的な第1に上げられるのが、多くの市民の皆さんがバスの改善について大きな期待をしているということであります。市のアンケートのニーズ調査結果では、アンケートに回答された方の約7割の方が運転免許を持っているとされていますが、このことから当然と言えますが、今の巡回福祉バスを利用していないと答えた方が約9割もありました。しかし一方では、巡回福祉バスの評価では、このように実際に今利用している人は少ないとしても、バスの便数が少ない、路線・ルートが合わないなどの問題が解決した場合には、バスを利用したいと答えた人が約5割に上っています。7割の方が運転免許を持っていても、このように答えているわけであります。また、自由意見では、バスの今後について、利用者が少ないから見直すべきという意見は25票だったのに対しまして、利用をふやすために改善が必要という意見が259票と圧倒的に多いと集約されております。また、私たちが行ったアンケートでも同じように、バスが改善されれば利用したいと答えた方が回答者全員の約6割を占めておりました。

このように、バスの改善についての市民の期待は大変に大きなものがあることが改めて明確になったと思いますが、市としての認識はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 今週におきましても、第3回目の地域公共交通活性化協議会が開催をされました。その中でも議員御指摘のとおり、市民の皆様方につきましては、改善に向けての要望が非常に強いわけございまして、当然路線の全面見直し、巡回福祉バスからコミュニティバスへの移行という考え方に基づいて議論をしていただいております。また、今の法定協議会の内容につきましても、ちょっと時間がかかるかわかりませんが、また公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、部長からお話がありましたように、弥富市におけるバス交通の方向性について活性化協議会で議論が進められております。これは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて、学識経験者、専門家、監督官庁である国土交通省の委員、福寿会、婦人の会、区長会などの各階層、地域の代表、公募委員の皆さんで構成されております。市のホームページにも、その概要が掲載されておりますが、議事録を読ませてもらいますと、事務局からの報告、問題提起を受けて、活発な意見交換がされているようであり

ます。多くの委員の皆さんが、実際に自分で巡回バスに乗ってその感想を述べたり、地域の住民の方からこんな意見が寄せられたと現場の生の声も紹介してみえます。また、ある専門家の方からは、御自分が県内の他の自治体でコミュニティーバスの計画策定にかかわった体験を述べるなど、貴重な意見がたくさん述べられていると感じております。

そこで、結論を先に質問させていただきますが、第2回協議会の締めくくりで市長のまとめの見解が述べられておりますが、市長の「私の意見だが」との断りを入れまして、計画のアウトライン、青写真的なものが提起をされております。今回、この方向で協議会のメンバーの意見も聞きながら議論を進めていく、あるいは進めているというのが現時点での市としての取り組み状況であると考えますが、幾つかの点で補足説明をしていただきたいと思います。

まず第1に、目的別交通行動の観点から三つの優先順位を設け、A．通勤・通学、B．病院へのアクセス、C．買い物・公共施設の利用という三つの分類が言われております。これが今度の新しいバス計画での運行の3本柱となるのでしょうか。

二つ目に、路線の全面的見直しを検討すると言われておりますが、時間帯によって停車するバス停を決めるようにコンパクト化するとも考えているとありますが、これは具体的にはどういうことでしょうか。

3番目に、営業時間は午前7時から夜は8時半、9時までを考えていきたいとのことですが、昼間は少し間隔を持ってバスストップも多く設けて云々とありますが、時間帯によってバスの本数は何本ぐらいを考えていますか。また、バスの台数は何台にする予定でしょうか。

4番目に有料化の問題では、市長の御発言では、最大200円までを考えていきたいとありますが、子供や高齢者、障害者などの無料化の必要性はきちんと議論をすべきであると考えます。市としてどのようにお考えでしょうか。

5番目に、南部の大藤・栄南・十四山地区では、高齢化率が二十数%になっているので、コミュニティーバスではすべてがフォローできないと思っている。これに関しては別の考えを導入することも考えているとありますが、どうされる予定でしょうか。

6番目に、新しい路線として五つを考えているとのことですが、概略こういったルートを検討してみえるのか、この6点についてお答え願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答えを申し上げます。

後ほど项目的には総務部長の方をお願いをしていきますけれども、今まで3回の地域公共交通活性化協議会という形の中で、協議会のメンバーの皆さんの御努力をいただきまして協議を重ねてまいりました。つい先日も、3回目を議員の御指摘のとおり実施させていただ

たわけでございます。回を重ねることについて、私どもとしては一つの方向が見えてきたなあというふうに思っております。そういった形の中では、協議会のメンバーに対して心から感謝を申し上げていきたいと思うわけでございます。議員の皆さんに対しても、この12月定例議会の全協の場で中間報告というような形で御報告を申し上げていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

基本的な方針といたしましては、従来からお話をさせていただいているように、バス運行に対する大幅な改善、そして充実を求めていきたいということと、生活交通としての市民の足としてしっかりと確保していきたい、そういったことに対する充実を重ねていきたいと思っております。もう一つは、21世紀は環境の時代でもございます。環境への対応をしっかりとやっていきたい、この3点の基本方針に基づいて今後巡回バスの早期スタートに向けて、これからは協議会の中で協議を重ねていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） まず、議員の1点目の御質問でございますが、三つの3本柱について市の方ということでございますが、当然市民の意向調査の観点からも、通勤・通学、病院、買い物等の3本柱を基本に考えておるのは協議会でも同じ考え方でございます。

次に2点目でございますが、路線の見直しをということでございますが、これは時間帯の関係から、早朝・夜についてはバス停の停留箇所を集約いたしまして、通勤・通学、あるいは病院に重点を置いた運行をいたしまして、中間については、昼間でございますが、公共施設や買い物等に利用していただくための運行をしたいと考えております。

次に、3点目のバスの運行本数についてということでございますが、運行本数につきましては、まだ具体的には定まっておられませんので、今後詰めていくということになっております。ただし、朝と夜の急行ルート、駅までの速達性を考慮しまして、25分前後で運行すると。昼間につきましては、定時性・柔軟性を考えまして、40分前後で設定する方向で今詰めようとしております。また、バスの台数につきましては、5台の案で今検討をしております。

次に4点目でございますが、利用料金につきましてどのように考えておるかということでございますが、コミュニティーバスに移行ということでございますので、あくまでも受益者負担という原則で参りたいと。案といたしましては、まだ具体的には出ておりませんが、近隣の飛島村・木曾岬町の料金が200円ということございまして、その辺の数字につきましては協議会の中でも出ておりますが、まだ決定には至っておりません。ただし、高齢者・障害者などの無料化についても今後協議会の中で議論してまいることであると考えております。

次に、高齢化率の高い地区のフォローについてということでございますが、これにつきましては、次年度、6月を予定しておりますが、6月から実証運行にしたいという予定で進んでおるわけでございますが、この実証運行の中でまた協議会で議論してまいりまして、効

率のよい運行に努めたいと考えております。

次に6点目でございますが、路線についてどのような路線を考えておるかということでございますが、近鉄の弥富駅・佐古木駅を乗り継ぎの拠点としまして、北部地区を2路線、南部地区を2路線、これは十四山が中心でございますが東部地区を1路線と、基本的にそのような方向で現在進んでおります。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今のお話を聞きますと、かなり具体的に話が進められておるなという印象を受けます。

それで、特に4番目の有料化の問題なんですけれども、飛鳥、あるいは木曾岬が200円ということで、弥富もこの200円というのを検討してみえるそうですが、ここできちんとしてほしいのは、できる限り住民の負担は抑えるという観点はしっかり持ってほしいと思います。とりわけ先ほど言いました子供や高齢者・障害者ですけれども、社会的に支援を必要とされる方については、行政の責任を果たすことが必要であるという意味でもきちんとして議論していただいて、そういった方の無料化というのはきちんとしてやっていただきたいという要望をしておきます。

次に、市長に伺います。

高齢化の問題などとも関連いたしますが、免許のない人、車のない人たち、いわゆる交通弱者のための、憲法25条にあるような健康で文化的な最低限度の生活の確保という観点からも、行政の役割として市民の移動の権利を保障することが強く求められております。また、私も日本共産党が行いましたアンケートでも、「今は自分で自動車の運転ができるからいいけれども、将来はとても不安です。高齢になっても外に出ることが楽しみになるようなバスの利用方法を考えてほしい」、そういう声が寄せられておりますが、高齢社会を迎え、多くの市民が生活の足の確保に不安を感じていること、そして明るく元気な日常生活のために、人の手をかりずに移動できる手段としてバスを活用していきたいと考えてみえます。

ここで一つ、先進地の事例を紹介させていただきます。山村の過疎地でも、住民の生活の足の確保に行政がしっかりとその役割を果たしているという事例であります。長野県の木曾町のバス事業であります。

木曾町というのは、2005年に旧木曾福島町・開田村・日義村・三岳村の四つの町村が合併をいたしまして木曾町という町がスタートいたしました。森林が90%を占める木曾町は、長野県の町村でも最も広い地域に1万3,000人が点在をして暮らしています。今回、合併を機に、木曾病院と駅をターミナルに三つの支所を結ぶ幹線バスと、支所から周辺地域を結ぶ巡回バス、集落とバス停を結ぶ乗り合いタクシーを組み合わせた公共交通システムが確立し、2年前から従来の民間バス会社に委託をして正式運行いたしました。巡回バスやタクシーが

ら乗り継いでも合計で200円であります。地元の町会議員の上田とめ子さんの話では、「どの地域にも公平にとの観点から、250ヵ所の停留所を設置して同一料金で利用できる住民生活を支える公共交通システムは、元気で優しい町を住民の手でと進めてまいりました田中町政の中でも最も評価されている」とのことです。また、木曾町の企画財政課の主査の渡辺徹さんの話では、「2005年に実施した地域の住民アンケートでは、住民の34%が自家用車による移動ができず、特に女性の高齢者の半分以上は免許がない。そもそも公共交通は、病院や学校、買い物などに行くための手段で、町が機能するためのネットワークです。下水道や道路、水道と同じように行政の使命だと考え、町営バスを運行させました」、このように述べてみえます。これからの弥富市のバス事業を進めていく上でも最も大切な問題意識ではないかと考えますが、いかがでしょうか。また、まちづくりの観点からも、市民の足がきちんと確保された魅力あるまちづくりを進めることが、若い人を含めて弥富の地に定着を促す大きな要素となってまいります。バスの整備はさまざまな波及効果を生み出し、活力ある地域社会をつくり出すと考えます。

また、先ほど市長からお話がありましたが、温暖化対策は待ったなしの課題となっております。今週7日、デンマークのコペンハーゲンで国連気候変動枠組条約第15回締約国会議が開幕いたしました。日本の新政権の鳩山政権は、2020年までにCO<sub>2</sub>を25%削減するという中期目標を既に表明しております。国を挙げてこの目標達成を目指すべきだと考えます。もちろん、この問題は一地方の弥富だけで解決できる問題ではありませんが、日本の地の一角で海拔ゼロメートル地帯の自治体として行政が世論を啓発し、困難な問題に立ち向かうという前向きな姿勢を示すことは、CO<sub>2</sub>削減に大きな力となると確信いたします。できる限り車を使わなくてもいい社会に一步でも近づく、ここにバス（公共交通）のもう一つの大きな意義があると思います。市民の生活の足の確保という要望をかなえるためにも、そしてCO<sub>2</sub>削減のためにも、バスの整備は現下の弥富市におきまして最大の課題の一つであると考えますが、市長はどういったお心構えでみえますか、お聞かせ願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

先ほど、今回の私どもの協議会の方で御検討いただいているバスの基本的な方針というのを三つほど述べさせていただいたわけでございます。その二つ目の生活交通の、いわゆる市民の足の確保、またその充実ということをお話しさせていただいたわけですが、今、御紹介いただきました先進地の事例の木曾町とは、地理的な条件等々いろんな面で違いがあるかと思えますけれども、基本的な考え方は同じでございます。交通弱者に対するしっかりとした対応をしていきたい、あるいは市民の日々の活動における移動の手段という形の中でしっかりとネットワークづくりをしていきたいということについてやっていきたい、そ

して高齢者が社会的な参加意欲をもっともっと高めていただきたいというようなことを込めながら、地域の活性化につながっていくというふうに思っております。

それから、環境への対応でございますけれども、今度新たな導入するバスにつきましては、バリアフリーであるとか、CO<sub>2</sub>対策車ということを考えさせていただいております。そうした形の中で、環境負荷の小さい弥富市ということを目指していかなきゃいかんと思っております次第でございます。公共交通を利用していただくように積極的にPRに努めていきたい、そんな思いでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） よろしく願いいたします。

次、もう一つ市長に伺います。

現実的な問題なんですけれども、第2回の協議会の中で、国土交通省の中部運輸局の高橋委員の発言にもありましたが、「国土交通省では、3年間の実証運転には補助金を出すのが、4年目以降は市として自立してやることになる。そうすると、黒字なら万歳だが、全国の事例を見ても黒字になるところは非常に少ない。どうしても税金から行政経費として持ち出すことになる。少しでも多くの人にバスを使ってもらうことが行政経費を減らすことになると思う」、このように述べてみえます。

こういったことから、市の基幹的な事業として継続的に市民の足として実際に使えるバスの実現のため、先ほど申し上げました有料化の議論もされているわけでありまして、もう一方で協議会では、市長の方からは言及されておられません、私は思い切った財政的な重点配分が必要になってくると考えます。この問題に関しましては、既に何度も指摘をさせていただいておりますが、飛島の中電を初めとして、この弥富市でも川崎重工など大企業によります臨海工業地帯の発展、またこの弥富では鍋田ふ頭の第3バースの計画などありますが、コンテナふ頭を中心とした物流基地としての機能の発展は、それぞれの自治体に財政的な基盤を強化するというプラスの側面を生み出すとともに、その一方で大気汚染物質の排出の増大、CO<sub>2</sub>排出の増大など、周辺地域の環境に大きなマイナスの影響を与えております。大気汚染、環境問題は、もちろんそれはそれとして、行政としてその改善の方策を追求し、解決をしなければなりません。そのためにも、小さな一歩かもしれませんが、バスを初めとした公共交通の整備による、可能な限り日常生活に自動車を使わなくても済むまちづくりを進めていただくことが大変重要な課題となってまいります。

弥富市の平成20年度の決算では、特別とん譲与税が1億2,900万円あります。コンテナふ頭としての機能が強化されれば、さらなる増収も見込めます。また、固定資産税の話ですが、この前お聞きしましたら、イケア・ジャパン1社だけでも年間約8,000万円の固定資産税収入があるとのことでありまして、これは現在、企業立地の促進に関する条例によりまして、同

等の金額の奨励金が交付されて出費となっておりますが、5年すれば満額自主財源として活用することができます。弥富市南部の立地条件によりますこういった収益を積極的に活用し、財政的な重点配分をすること、これは今のバスの問題の位置づけからいきましても大変に意義のあることであると考えます。私どもが行いましたアンケートでも、市の特別な収入をバスに活用し、公害防止・環境改善のため、なるべく自動車を使わなくてもよいまちづくりを進めることが必要ではないでしょうかという質問に対して、回答を寄せられました方のうち約5割の人が「そう思う」と回答されています。このように、財政的な重点配分については、行政としてきちんとしたリーダーシップを発揮していただければ十分に住民合意が得られるものと確信いたします。南北に長い弥富の地勢からいきましても、農村部の市民によりまして広大な農地が保全されているこの弥富市では、生活の足の確保は市の中心部に比べて周辺部ではより一層切実な問題となっています。生活の足が確保された人に優しいまちづくりは、イコール地球環境にも優しいまちづくりであると考えます。こういった観点から、財政的な重点配分については市長はいかがお考えでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

大変厳しい経済状況、あるいは景気動向でございます。先日来、皆様の方にもお示しをさせていただいているとおりでございます。大変厳しい財政運営を見込んでいかなきゃいかん形でございます。また税収の方も、6年連続の増収から減収に入るといことはお話をさせていただいたとおりでございます。しかしながら、このバスの問題につきましては、先ほど総務部長の方から話がありましたように、大枠のアウトラインが見えてまいりました。そうした形の中で、本当に市民の皆さんが利用し勝手がいい、あるいは市民の皆さんの活動が積極的になるということに対しては、私もそれを望むところでございまして、また基本的なバスに対する考え方もございます。

財政的な配分をしっかりとということでございますけれども、今、5路線に対して新しいバスを全部導入するということは考えておりません。3年間は、先ほどおっしゃるように補助対象になるといことでございます。しかし、4年目からは、私ども弥富市が運営をしていかなきゃいかんわけでございます。まだこの補助云々につきましても少し流動的なこともあるというようなことでございます。そして、新しいバスを5路線全部配備するということは考えていないわけでございます。現在のバスを改定してそれを利用できるというような状況になれば、それを何路線かの中で利用していくのが私は正しい判断ではないかなあと思っております。そうした形の中でローテーションを回しながら、各路線を走らせていただくというようなことでございます。やはり今度は福祉バスからコミュニティーバスという形でございますので、利用勝手がいいということが最大でございますけれども、いずれにいたしまして

も3年間ぐらいは様子を見ていかないとなかなか厳しい面もあるわけでございます。最初から目いっぱい財政投資という形は難しい、厳しいというふうに思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） それでは、3年間の実証運転の中で、できる限りいい方向性を見つけていただきますように要望いたします。

次に、最後の質問になりますが、今回の第2回の協議会の中でも国土交通省の委員の方から、公共交通の連携という問題が言及されております。とりわけ、これは市民の皆さんからも御意見のあることですが、十四山の東部の市民の方を中心に、飛島バスが近くを走っているんですけども、バス停がない。かつての三重交通バスのバス停、例えば具体的に申しますと、亀ヶ地とか善太橋、この二つが以前三重交通があったんですけども、三重交通が廃止になってから、この4月から飛島のバスが走っているんですけども、バス停がないということで、近所の方は、その地域で一番人口の多い亀ヶ地地域、あるいは善太橋地域で飛島バスを走っていくのを指を加えて見ているという状況で、多くの住民から、ぜひこの飛島バスとの連携をとってほしいと。具体的に申しますと、飛島バスのバス停をつくっていただけるように何とかして市に御尽力願いたいという意見がたくさんありますので、この問題についてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

飛島バスとの連携についてということでございますが、今後、飛島村に限らず、近隣町村、木曾岬町という形になるわけでございますが、そういった枠組みの中で今後協議の対象にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） この問題は、特に今現実に飛島バスというのは、十四山にリハビリテーション病院というのがあるんですけど、そこに1カ所バス停があるんですけども、病院の方からいろいろ負担をされてバス停があるということで、この十四山地域におきましては、今まで近鉄蟹江方面とつなぐ唯一の線だったわけでありまして、

一つ私の方に投書をいただきましたので、御紹介いたします。十四山の東部の方からファクスで御意見をいただいたんですけども、読み上げます。

飛島バス、亀ヶ地・善太橋バス停の復活を。十四山東部を走る三重交通バス、新政成・近鉄蟹江駅が、4月から飛島村運営の飛島バスにかわりました。合併前、十四山にあったバス停3カ所は廃止され、名古屋方面への通学・通勤者、車に乗れない高齢者、あるいは障害者は、通勤・買い物などの悩みが大変深刻です。タクシーでは往復5,000円近くかかり、安い

年金生活ではたまにしか利用できません。巡回バスが見直しがされても、蟹江までは行きません。弥富市も飛島バス協議会に参加をされて、亀ヶ地・善太橋のバス停を復活させてください。お願いします。

こういう投書をいただきました。特に、従来三重交通があったところがフォローできていないということで、大変深刻な問題となっているわけであります。安井議員からも何度もお話があったんですけれども、ぜひとも公共交通の連携という意味におきまして市長がリーダーシップをとっていただきまして、この問題を解決していただきたいと思っておりますけれども、重ねて市長の御答弁をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今度の公共バスにつきましては、現在まだ、朝、そして夕方の時間帯でのバス停ということを確認に定めているものではございません。また、中間におけるバス停の増設ということについても、どの地域ということに対してしっかりと定めておるわけではございません。急行便と普通便という形で私ども呼んでおるわけでございますけれども、そうした形の中で住民の皆様の声等も生かさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） この問題ですけれども、繰り返しになりますけれども、弥富市が、今度の弥富市のコミュニティーバスでの編成という問題とは一応別の問題として、飛島バスのバス停を弥富につくっていただくと。つまりは、今、飛島バス、あの緑色のバスが弥富の市内を走っているんですけれども、通り過ぎちゃうということで、聞く話によりますと、蟹江町ではこのバスの7カ所のバス停があるそうです。200万円ぐらいのお金を年に払って、そういう200万円の費用で7カ所のバス停があるということで、弥富が今の検討されておりますコミュニティーバスとは別に、現存する飛島バスにちょっとした負担をすれば、地域の住民が必要とされていますかつての三重交通のバス停のあったところに復活をしてもらうことが可能であるという意味から、独自の問題としてこれは必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

先ほども言いましたけれども、近隣町村との連携、枠組みにつきましては、今後の協議対象にさせていただきたいということでございます。そうした形の中で、まず独自の私どもの弥富市の今度の公共バスについて、しっかりと計画、そして実行ということを今詰めている段階でございます。そうしたことについて少し分けて私自身も考えていることは事実でございますので、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 一応今の市長のお話では、分けて考えているということですので、ぜひ前向きに検討していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 開議しましてから1時間少したちましたので、ただいまから11時15分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に伊藤正信議員、お願いします。

14番（伊藤正信君） 14番 伊藤でございます。

あらかじめ質問事項で4項目ほど上げておりますが、最初に平成22年度の土木事業の申請の内容について。

この事業は過去にずっと、弥富町政・市政とも引き継がれてきた事業であります。こういう事業は、市民の皆さんが行政に直接参加するということで私は賛成でありますし、多くの市民からもそれぞれ直接参加することの内容としては喜ばれております。しかしながら、今日までの経過は経過として、多くの市民の皆さんから質問が寄せられています。特に私は第1点目として、5メートル以上の道路について。

この道路は、都市計画道路などについてそれぞれ求められる道路だと私は思っています。少なくとも行政が計画的に実行されるそれぞれのまちづくりの条件ではないのかなということを考えていますが、この私の考え方について、間違っておれば私自身も改めますが、ひとつ5メートルという根拠について御説明をお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、伊藤議員の御質問にお答えいたします。

まず、5メートル以上を都市計画道路的な意味では全体的には思っておりませんが、土木申請による道路改良事業の幅員5メートル以上を基準としておりますことにつきましては、市の宅地開発行為等に関する指導要綱を昭和52年に施行しており、計画交通量が1日当たり500台未満の平地であるため3種5級に該当し、車線4メートル、路肩を両側に50センチずつとり、総幅員、道路幅員として5メートル以上で指導しております。その整備後には市道として認定を行っており、その関係上、整合性を図るために、道路新設及び拡幅事業につきましては5メートル以上で整備をお願いしているところでございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 昭和52年の道路整備にかかわる基本的な考え方の中で、例えばこの事業申請について求められてきた5メートルとしますと、では生活道路としての考え方について何メートルなのかお伺いしたいと思います。御説明をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 生活道路だと何メートルという限定はしておりませんが、基本的には4メートル未満を狭隘道路として4メートルに整備していく方法と、あとは先ほど言いましたように5メートル以上を整備していく方向で、市としまして財政状況や各路線の利用状況等を考えて路線を決めておりますので、一概に何メートルというのは限定しておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私はきょう、道路申請に係る21弥富市号ですか、土木の号外を持ってまいりました。新設道路についての拡幅については、道路幅5メートル以上を住民に求めるということなんですよ。この5メートル以上を求めて、市民からの要望でなければこの道路は申請事項でないよと。だとすると、先ほども言われた生活道路というものについて、例えば建築基準法ではセットバック、狭いところでは改築するときには4メートルの確保がなければ道路として家の建てかえができないですよ。だとするなら、多くの市民の皆さんは、今、幹線道路は、市の行政上からも、また市が発展するためには必要なことは認めています。しかし、救急車なり介護車なり、まさに安心して安全なまちの中で生活していく、過去には乳母車ありリヤカー、私どもの地域にはまだ1.8メートルの道路が結構あるんです。そういう要望は、いつどこでどんな対応をされるかということになるわけですね。だから、課長が今考え方の中であるとするなら、生活道路に対する今後の対応・対策についてどう考えられるのか、ここの課長、または関係する部長、御説明を願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、お答えさせていただきます。

4メートルに整備する道路と、それ以上に整備する道路の御質問について2点についてお答えさせていただきます。

4メートル道路の要望につきましては、建築基準法で4メートル未満の道路に接する土地に建築する場合には、道路の中心から2メートル後退した線を道路の境界線とみなし、道路の内側に工作物をつくることができないとされております。このようなことから、建築基準法第42条第2項に規定する道路及び当該道路以外の道路につきましては、弥富市における狭隘道路の拡幅整備に関する要綱の策定を行いました。施行といたしましては、来年の4月1日でございますけれど、来年度より地区及び関係地権者から申請をしていただければ、国の

狭隘整備要綱とあわせて道路整備を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

なお、市の要綱につきましては、今回、委員会で報告させていただきますので、よろしくお願いたします。

それと、先ほどお答えさせていただきましたが、道路幅員が4メートル未満の狭隘道路として考えておきまして、生活道路の5メートル以下の幅員を5メートル以上に拡幅整備する取り組みにつきましては、道路整備を実施する上で、先ほど言いましたけど、財政状況や各路線の利用状況等を考えても、市道すべての路線に対して同一の施策を講じていくことは難しい現状であります。したがって、各路線の性質を考慮して、主要幹線道路、その他の道路として通学路や地域間の連絡道路、生活道路などの整備を計画的に進めておるところでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 苦言をするわけではないですけど、生活道路を要望だというふうにとらえられておるところに市の考え方の大きな違いがあるんですよ。1.8メートルのところまで普通車が通って歩いておるんです。90センチは、地元の農家の方々、地権者が協力しながら、3.6ぐらいを道路確保して普通車が通っておるんです。だから、安心・安全なまちづくりだとするなら、今まで行政は、少なくとも狭隘道路については、何メートルあるから、今後どういう形で整備をしていくかということについて、ここ数年この議論をしてきているわけです。その形の中で、今、市側の答弁が要望だということ。要望でなくして、4メートルという生活の最低の道路確保に対する考え方は、安心・安全なまちづくりのために最少の課題なんですよ。今少し、今後の狭隘道路に対する考え方について、国の指針ができたから委員会で説明するとおっしゃいました。きょうまでこの土木申請の事業内容は同じなんですよ。市民の皆さんに最低5メートル以上なければだめだよといって、例えば私どもの部落でも13軒が話し合いました。その中に、じゃあ本当に13軒がまとまって話ができるのかどうかと。それは必要だからということで説明し、説得し、お互いに議論し合って、70なり80%は部落でまとまるわけです。しかしながら、ここで伺いたいのは、例えば地元で承諾されない事項については申請書は受け付けられないという市側の考え方についてどうあったのか、お聞かせ願いたいです。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 道路整備の申請に対しまして地権者の同意をいただく方針につきましては、今まで地区役員さん方々からの要望、地区からの一部の地権者同意のみの申請につきましては拡幅の理解を得られず、整備に対しまして長期化している現状でございます。このようなことから、早期整備のためにも地権者全員の了解は必要不可欠と考えております。地権者に整備を理解してもらえれば、行政と地区及び地権者の協力体制を確

立して今後も道路整備を進めていく考えでありますので、御理解をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） では、今、同意がなければ促進ができないと。その考えは理解ができます、私も。しかしながら、私はこの一例について申し上げたいと思います。私どもの神明社の裏で、13年11月、陳情者39名の捺印をして申請いたしました。そして、その年に議会で承認をいただきました。その翌年1月に測量を開始いたしました。14年11月に土地改良事業説明会がありました。15年に境界くい復元計画予定線の拡幅設置の確認をしました。16年に用地買収が始まりました。今日、平成21年です、完成ができない。これは狭隘道路です。もちろん、13年に起きた3月から、その間12月ごろまでには、水路の安全対策など、一部ヒューム管を入れて道路拡幅できました。しかしながら今現状として、1.8メートルの道路のそばに側溝があり、水路がある。21年、今日になって、この事業が、用地が買収をされて田んぼのままあるところがあるんですよ。なぜ完成できない。

もう1点。私は行政大変御苦労さんなことだとは思っていますよ。しかしながら、100%地権者の了解を得られるはずはないわけですね。ないわけですねということは、地元で話はなかなかできないですよ。それはなぜかといいますと、私の今のこの道路の関係でいきますと、この間に相続の問題、そして病気で地主が倒れている場合、差し押さえがある道路、そういう変化がこの9年間で起きているんです。事業の遂行のあり方からしたら、一体今日の現実はどうなるんですか。9年間ですよ、かかっているのは。私はこちら辺で、一例ですけども、きょうここで申し上げたいことは、市側が行政として取り組んでいただくのは地元も協力をする。さらに、それぞれの中で生活道路として嘆かれている部分を真剣に積極的に、用地も買収したが、その辺の道路はそのままできないなんてことは考えられないですよ。

もう一例だけ申し上げます。過日1ヵ所、北部保育園の元跡地の南側でした。測量のための境界くいをはかっていただいた。これは感謝しています、地元は。しかしこの問題も、もう数十年です、聞いていますと。私は議員になって10年、それからずっとこのことが地区で叫ばれています、狭隘道路の問題として。これも残念ですけど、40年前の土地改良が1.8メートルからそういう状況だったということ。これはそれぞれの流れの中で、道路という性格と地域環境というものを私も理解します。しかし、境界くいを確認するときは何を言われたかと。「これ測量はいつですか」と言ったら「わかりません」。「説明会はいつですか」と言ったら「わかりません」。境界くいだけは確認した。少なくとも境界くいを確認していただくということは、事業の開始じゃないですか。事業を起す以上、事業の目的と事業の完成を少なくとも市民に対して具体的な説明をしながら事業を遂行されることが基本的じゃないですか。この問題について考え方を御説明ください。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） まず1点目といたしまして、地区からの100%同意についてでございますけれど、今まででも地区から100%同意していただいて整備に入っておる路線もございます。しかしながら、総論賛成、各論に入るとなかなか理解が得られない状況であります。最低限につきまして、総論賛成の部分だけでも地区において地権者全員の了解をお願いしたいということで同意を求めているわけでございます。

それと、五ノ三地区の道路整備につきましては、以前に区長及び地区の役員さんから道路整備の陳情がありました。その席におきまして、申請の路線数が多いことや継続事業などを話し合い、最優先する路線を示させていただいて役員さんには了解を得ました。それで、御指摘の2点の路線につきましては、ちょっと認識が違うと思うんですけど、100%の整備に対する了解を全地権者からもっていないために、一部の地権者から同意していないのになぜ事業化をするんだというお小言ももらっているのが現状でございます。それと、ことしにつきましても、道路から道路の区間をまとめるために一部地権者にお話をさせていただきましたけれども、やはり理解を得ることができませんでした。しかしながら、継続事業でありますので、地権者に御理解、御協力が得られるように引き続き交渉はしてまいります。また、用地買収が完了しているところにつきましても、道路から道路までの区間の買収が完了していないために交通上非常に支障がある場合がございますので、いま一度現地を精査いたしまして対応を今後考えてまいりますので、御理解をお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 課長、境界くいを確認することが、例えば30人の地権者が30人境界がないからやれないとか、そういう話じゃないでしょう。地元は協議をして、70なり80%、90%の皆さんが、ここをやっていただこうじゃないかといって上げたんですよ。それを最後の1名ができなかったから、それに対する着手ができないなんていうことが行政としての答えになるんですか。その道路が、少なくとも今4メートル以上あたりしながら普通の生活道路として流れの中であるならば、今日の環境の中に生活道路として利用しがたい、協力し合って地主で皆さんが土地を出してカーブをつくってやっているんで、だとするなら、そういうところをより深く理解を求めて説明をしていただいて、みんなで協力してやってほしいと、行政が。私はここで申し上げておきたいのは、税は出す義務がある。市はその税金を有効に市民に返す仕事がある。このことは間違いですか、お答えください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 伊藤議員にお答え申し上げます。

全くそのとおりで私たちも理解をしているところでございます。狭隘道路につきまして私の考え方も述べていきたいというふうに思っております。

議員の地区におきまして狭隘道路もたくさんあるわけでございます。先ほど次長の方が答

弁をしているとおりでございます、私どもとしても優先道路から整備をさせていただきたいという形で、何本も御申請いただいている道路の中で、特に北部保育所の西側の道路を荷之上の多目的センターの方まで抜くということが第1目的でございます、その整備も今させていただきますいております。そして、神明社の方の道路につきましても、私も現地を確認させていただいております。今るる伊藤議員の方からいろんなお話を伺うわけでございますけれども、少し意見の食い違いがあるようでございますので、私は一度基本に戻り、地元の方と色々な話し合いをさせていただきながら、この道路に対する前向きな考え方も示していきたいと思っておりますので、一度また地元の方で話し合いの場をつくっていきたく思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 先ほどの解釈というか話がちょっと違っておりました、伊藤議員の方からは、境界確定ができないから同意をとってくれという意味でとられておりますけれど、あそこの路線につきましては、地元要望をいただいて、それで測量に入ったわけでございます。それに伴い一部の地権者から整備の必要がないという強い要望がありましたために、再度地権者の同意をお願いしますということでお願いした経緯でございますので、よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私は次長、同意をお願いしますと言われて、区長さんが行っていただいて、私も話をして理解をいただいたんですよ。市の行政の人が言われたときに同意ができない。その代がかわってきておるわけですね。流れの中にそういうところもありますよということ。だから、市が何をやっていただくかということ。非常にそういう最後の詰めなどは、私は議員ですけれども、区長さんや区長補助員さんにはお金を出す権限もないんですよ。例えば、基本計画を何メートルにする説明をする資料もないわけですよ。その形の中で拡幅の要請、生活道路の確保をお願いしたいというわけ。ただ、お願いをするということだけじゃないんです。行政ということは、企画、そしていつからどう始めて、どう完成を目的にして、この道路がどういう目的かということまで、すべてそれぞれの状況を承知しながら立案をされることなんですよ。ですから、私が申し上げたいことは、今回の申請の内容でこの質問をするということは、すべて同意がなければ申請ができないということではないんじゃないですか。ただ、今日までの長い道路申請、狭隘道路の考え方、新しい都市計画づくりのマスタープランなどを含んで、私もその状況の流れの中は承知をすると、大きく来年の4月以降は変更されていこうと思っております。しかしながら、言われてきたことはきちっと、狭隘道路の順序などを含んで、地域へ、区長さんに説明を申されておるかどうかは少し疑義があります。私も地域の顧問として各会議にはすべてきょうまでまず欠席したことなし

に出ていると思います。経過の話を聞いたことはございません。それはきょうまでのことといたします。役職になっている皆さん方に大変失礼なことにもなろうかと思っています。ですから、市側としては、継続的に事業を起こしていく、その順序をつけられたら、資料にして、例えばこの道路はこういうふうを考えていきたいんだ、この立案をこう実行していきたいんだということを、さらなる深く次の代表者会議などに御説明をいただきましたらありがたいと思っています。

そんなことで、この申請事業の中でももう1件だけ私もあります。側溝の問題も、道路が完成するからということで五、六年かかっています。50メートルのところの側溝です。家も横に建っています。なかなかできません。どういうことかもわかりません。しかし、そんなことだけを嘆いておって質問するわけにはいきませんが、より一層鮮明に要望して、この土木事業については、この委員会からさらなる来年の4月以降の取り組み方をお願いをしたいということと同時に、もう1点だけ市長をお願いしたいことは、狹隘道路というのは、本来、地権者との約束がなかなかできないわけです。今、弥富市の買収の基本は、平成6年にマニュアルがつくられています。ですから、今回の委員会などで御説明いただくのに、狹隘道路については最低限度の買収としてその基本があるのかどうか、ちょっとお答えを願いたい。私は早く実現のできる方向性にしていただきたいと思っています。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） さまざまな総合計画、あるいは都市計画にのせる道路、そして幹線道路、そして生活道路として含みもあります狹隘道路というようなことがございますけれども、狹隘道路におきましては、弥富市で大変たくさんの本数があるわけがございます。そうした形の中で、一度に解決できるというふうには思っておりません。その道路が生活にとって必要である、いわゆる生活道路として非常に重要な役割がある、あるいは通学路として安心・安全に子供たちが学校に通える、あるいは救急等でどうしてもそういった形の車両が入らなきゃいけませんもんですから、そういったことに対して大変大きな支障があるというような状況においては、私ども市といたしましてもいろんな形の中で調査を進め、そしてそういったことに対しては解決をしていきたいと思っております。しかしながら、財政的な問題等々がございますので、どうしても地元の方に御確認をし、あるいは御協力をいただかなきゃいかんという前提がございますので、今後とも各議員ともども御協力をお願いしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 市長、すみませんが狹隘道路の買収の方法ですね、今ちょっと聞けなかったんですが、方向性が。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 買収につきましては、私ども行政の方と地元の方ともよく話し合いをさせていただきなきゃいかんわけでございますが、すべて買収という形で買い上げるということについては考えておりません。やはり地元の皆さんとの協議、あるいは私どもの意向ということをお十分お伝え申し上げて、場合においては2分の1補償という形の中で考えさせていただくと、そういうことも御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私は、買収の条件というのは、早く生活道路などを促進していただくためにはいい話ではないのかなと、地権者に御理解いただくために。住んでいる人と地権者というのは多少違うんですね、すべてそこの地域の人が地権者じゃないわけですから。そういう条件の中で、先ほど市長は納税義務と市の義務は一体化だという認識を一致していただきましたので、このことはきっちり私も市民に報告しながら御理解いただくと同時に、市長が、これからあそこを生活道路として、より人口密度などを含みながらの考え方の中で判断をされるということですので、そこは期待してこの質問を終わります。

続きまして事業仕分けの問題について、少し私の考え方と質問をいたします。

昨日も渡邊議員から事業仕分けについて、効率化、補助事業のあり方についての質問がございました。総務部長からの答弁は、弥富市も、議会も行政もそれぞれお互いに切磋琢磨、議論をしながら、無駄を省く努力をしてきたと思いますし、されてきました。しかしながらきのうの答弁の中で、集中改革プランは、総務省からの省令なり通達からやらなければならない行政のあるべき姿の改革なんですよね。御存じのように、事業仕分けを国が今回行われたということを言われていますけれども、平成3年に新潟で既に事業仕分けをやったわけです。そして、平成7年から滋賀県なり神奈川県なり、多くの県や市町が実行されて、今回国がやられたのが事業仕分けなんです。だということは行政を担当される皆さん方は御存じだと思って、私はそのように今思っています。ですから、やはり無駄を省いていくということ。今日まで市政の中で努力をされて、それぞれの状況だとは思っています。しかしながら、いろんな形の中で事業仕分けをしていくことによって市民が参加されること。ただ、仕分けのやり方については、議会もあるし、市民参加もあるでしょうし、市行政独自の事業仕分けもあると思います。ですから、私はそういうことはもうここで、不要か不要でないのか、国が行うべきか県が行うべき事業なのかとか、そしてさらに市民の皆様が事業の内容を御理解いただきながら執行していくことが、今日のこの行財政縮小の中での大切な課題だと思っています。ですから、改めてこの事業仕分けについて、弥富市として、今後どのような形でやるかは別にして、取り組まれる方向性はあるのかないのかだけ御質問いたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 新政権になりまして、事業仕分け事業仕分けという言葉が非常に多々

使われるわけですが、つい過日も私は国の方で、この事業仕分けのワーキンググループの統括官をやらされました枝野衆議院議員にお話を聞く機会がございました。今回の大きな意義・目的というのをお話になったわけですが、今までやってきたことに対するスクラップ・アンド・ビルドであると。もう一つは、言葉は悪いかもしれませんが、中間的な形におけるピンはね、中抜きというのを是正していくんだと。例えば、独立行政法人であったり、あるいは公益法人であったり、協議会あたり等々があるわけですが。中には期成同盟というようなことがあるかもしれません。そういった形の中の精査をしていくんだということでございます。私といたしましても、本当に今、税が正しく使われているか、あるいは削減という方向に向いているかということは、日本のこれだけ厳しい状況の中では大変大事なことだと思っております。そうした形の中で事業仕分けをされるということは、ある意味では当然かなというふうに思っております。

そして、私たち弥富市といたしましては、昨日も総務部長が述べましたように、ここにシートがあるわけですが、行政評価、あるいは行政シートという形で、プラン・ドゥ・チェック、そしてアクションという形のもを評価していこう、まず自分たちの内部的な問題からしっかりと精査していこうということとを来年の22年から開始をさせていただきます。今まで、2年間温めてまいりました。いよいよ私たち行政の内部からもう一度考えていこうということでございます。また、議会、あるいは市民参加という形の中におけるこの行政仕分けというのは、いわば新しい手法ではあるというふうに思っております。そうした形の中で、私どもとして客観的な価値判断であるとか基準判断というものをつくっていかないと、外部から参加していただいてさまざまな行政に対する事業ということについては御理解がいただけない場合もあります。新しい手法という形の中で私どもも今後勉強していきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 今、市長から御答弁をいただきました。

根本的には今の財政状況を通して、弥富市の行政の今あるべきチェックをさらに深めて、行政の一体化の中でのあり方をさらに深めていただくと同時に、今後体制ができましたときには市民と一体化した財政運営をお願いしておきたいと思います。

続きまして、選任同意議案の人選の選考のポイントについて質問します。

今日まで、地域、市から推薦・同意された皆さんは、市民の生活相談、福祉や教育、そして市政の発展のため、さらには安全・安心なまちづくりのために御努力をいただいております。このことは私も理解ができます。しかし、今、市民の皆さんから多くのお話があります。特に、市長は今まで明るくて住みやすいまちづくりということで御努力はいただいております。しかしながら、選任同意案件の内容といたしまして、全国で例えば公募をしたり、まち

づくりにもどういう考え方を持っているだとか、さらにはどういう状況の学識経験者であるかという、一つの枠組みといいますかポイントは、同意案件の中では今は住所・氏名が出てきて、例えば市の区長さんなら区長さんということがですね。ですけれども、そういう点を私どもは一定程度地域に住んでいるから理解をしながら同意をしていく、議会も承認をしていくという形なんですよね。でも、市として本当にそういうポイントが、やっていただいていると思うけれども、市の三役会議だとか。例えば、どここの組織がこの枠の中でどういう選考ポイントを定めていくかという、そのポイントがまずはあるのかないのかお聞かせ願いたいんです。総務部長、どうですか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 議員のおっしゃられる公職委員の選任基準につきましては、市として独自では持ってございません。ただし、それぞれチェックシートとかございますが、そういった観点からの基準については同じ考え方で、沿った形で選任がされておるものと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 私もそうではないのかなあとは思っていましたが、ないんだね。きのうも佐藤議員が質問されました、学校問題ですね。私どもは、学校の防犯だとか環境整備というのは、市民と共有をしていくという立場があるんですね。きのう、教育長が悪いとは言いませんよ、教育長の答弁は、あるようでない、ないようでない、あるようでない、あるようであるとか、こういう説明だったんですね。だけど、それは私は違うと思うんです。これは教育委員会が悪いというんじゃないですよ。例えばの例で申しわけありません。子供さんがたばこを吸う、中学生が。片方は学校の行き帰りで何かが起きている。こういうことに対して、例えば法的根拠の中に、未成年者がその方がいいのか悪いのか、常識ですよ。しかしながら、一つの例からすれば、そういうことに対する経験なり法的根拠なり、それなりの知識を持たれた有識者が市民との対話の中に、そういうことに対する情報の共通認識ができる部分があるんですよ。だから私はそういう意味で、選考していただいている皆さん方は大変苦労があらうかと思っていますけれども、例えばの例を申し上げましたけれども、市民の皆さん方から、大変御努力をいただいているけれども、あの方々はどのような形で選任されていますか、あなたはどうしましたかと言われたときに、少し私自身戸惑いがありますので、市民の皆さんからも質問があるということを申し上げて、できましたら今後、一つは企業の現場で経験・実績があるだとか、まちづくりの理念や目標に関する強い共感を感じる人だとか、誠実な人柄であり、かつ秘められた強い意志の感じられる方、海外の職務経験が豊富であって、私どもは港を持っていますので、そういうことに対する知識の豊富な方などを、いろんな形でポイントを定めていただいて、そしてこのことの対応に今後当たって

いただきますことを、今できていないので要望したいと思いますが、いかがですか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 現段階では選任基準というものはございませんが、それぞれの委員会の根拠法令に定められた資格・選任の方法で、たまたま選任基準を設けたところがどうかということですが、考え方はそういう基準に基づいておりますので御理解を賜りたいと思います。今後につきましては、幹部会などで議論いたしまして前向きに考えたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 総務部長、間違えないでくださいよ。私が申し上げたことは、今まで取り入れられていないということを言っておるんじゃないですよ。そういうことを参考にしながらやられているけれども、そのポイント、基準について、より鮮明にそれぞれの検討の課題として今後対応していただきたいということを申し上げておるんで、これは市民と、その役職に当たっていただいております皆さんとの信頼関係になります。私の質問もそういう立場で申し上げておくことだけ、きちっと受けとめてください。そんなことを申し上げて、強く要望して期待をして私のこの項の質問を終わります。

続きまして、下水道法第11条の3の関係です。

農業集落、そして今、下水道の事業が行われております。そんな状況の中で、農業集落排水を実施していただいてそれぞれ環境整備ができていますが、今現実的に集落排水でくみ取りのトイレがどんな状況になっているか認識について、下水道課、御説明願います。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 農業集落排水のくみ取りの便所についてどういう状況だというようなことで御質問でございますが、くみ取り便所に関しての調査は、大変申しわけございませんが、行っておりません。ただ、農業集落排水につきましても接続促進につきましては順次進めさせていただいておりますので、よろしく願います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 課長、この問題は、単に調査をしていないとかじゃなくして、本来、単独浄化槽、合併浄化槽、集落との関係があるわけですよ。下水道の事業の11条の3というのは、これは都市の中でいきますと、工事をされちゃうと、もう完全な撤去の指導がされてくるんだろうと思っています。だから、下水道が来年の4月を迎えるとそういう状況下にあつて、11条の3が集落排水事業との関係をどういうふうにご指導、環境整備をしていくかという重要な課題なんです。特に私は自分の地元のことを言ってなんですが、一番早く農業集落排水をやっていただいた。だから、私がぐるぐる回るとわかるんです。どんなことになって

いるのかなと。だから、弥富市が住みやすいために下水道整備をしていく、農業集落排水も今実行をされている。北部のときは町条例でしたけど、市条例に今はなっているでしょう。だとするなら、この11条の3とくみ取りとの関係は、より一層具体的にどうあるべきかということについて市民に説明をしていただかないと困るわけですよ。今、下水道の工事が行われている地域だけ説明をして、早くつないてくださいよと言っておるだけの話でないですよ、現実には。そのことが弥富の環境の評価にもなってきますから、その辺の流れを下水道課としてきっちりどう受けとめられているかということについて質問です。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） お答えします。

まず、下水道法の11条の3でございますが、公共下水道の方ではくみ取り便所につきましては3年以内に改修して下水道の方へ接続してくださいということでございます。御質問の農業集落排水につきましては、御指摘どおり、農業集落排水・コンプラの汚水処理施設条例におきまして、くみ取り便所の改造期限というのは規定しておりません。しかし、この条例におきまして、供用開始から3年以内に接続しなければならないという旨を規定しておりますので、必然的に水洗化が必要ということで、くみ取り便所については順次解消されるものと考えてございますが、各御家庭の諸事情がありまして、なかなかすぐ接続ができないというようなこともございますので、今後とも接続されてみえない方につきましては接続促進を図っていく考えでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 伊藤議員。

14番（伊藤正信君） 接続促進ということを経にということでもありますから、私は質問を終わるわけですが、本当にもう何年もたっているところが罰金を取ればいいということじゃないんです。それぞれの方向性の中を、具体的にどのような形で例えば住民に説明をしていただくのか、例えば区長、区長補助員さんとか代表者会議などを通してやるとか、そして市民全体の説明をするとか、広報等でそれぞれの状況などを認識していただくこと。ですから、私は11条の3という問題は大きな課題だというふうに思っていますので、課長に期待をしてこの質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 12時を回りましたので、ここで休憩をいたします。午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に佐藤博議員、お願いします。

6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、将来展望を見きわめた当面する課題解決への提言ということで質問をしたいと思います。2点にわたって行います。

まず第1点目は、前ヶ須地区の区画整理事業と155号線の南進事業及び市庁舎の移転計画への提言をしたいと思います。

この問題については、既に平成20年3月議会で提言してきました。社会情勢、経済状況も変化してきており、特に政権もかわり、地方分権が本格的に進められようとしている昨今、弥富市の行政基盤を堅実なものにするためにも、また一たん災害が発生したとき市民の安全を確保するためにも重要な事業であると考えますので、改めて質問もして提言をしていきたいと思います。

昨今、コンクリートから人へと、箱物行政に対する風当たりは強くなっております。確かに無駄とは言えないかもしれないが、あまり効果の出していない建設事業も目立ちましたが、しかし市民にとって必要な施設や設備などの事業については自信を持って整備・建設することも重要なことであると思います。弥富市の現状から弥富市民にとって必要な施設の建設事業は、今進められている桜小学校を分離するための新設校の建設と弥生保育所の改築事業があります。続いて重要な事業と考えられるのは、市行政全般の中心となる市庁舎の整備であり、その市庁舎の耐震化が問題となっており、その上、事務室や会議室の狭隘と不足等問題が指摘されております。恐らく議員の皆さん方も同じように心配しておられるのではないかと思います。現在の市庁舎は昭和41年に建設され、その後増改築もされてきましたが、間もなく50年近くになります。当時としては立派な庁舎であり、自慢できるほどのものでもありました。しかし、地震災害が予測されている現在では、もう十数年前、耐震補強の警告を受けていると聞いておりますが、その後、耐震の対応状況等はどのようになっているのか伺いたいと思います。また、耐震補強をする場合、どのぐらいの予算が必要になるのかもあわせて大木副市長に伺います。

議長（黒宮喜四美君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 今、お話のように、市役所の耐震診断につきましては平成8年、それから附属施設につきましては平成15年に行っております。この平成8年に耐震診断を行いましたときには、当時、小学校・中学校も同時に耐震診断をさせていただきまして、当時の判断として、まず学び屋を耐震化することが必要ということでそちらを進めさせていただきました。本庁舎の耐震診断につきましては、すべての方向でI s値において0.6を下回っておるという状況で、耐震化が必要であると判断をしております。現在まで小・中学校の耐震化を進めました関係上、現在ではまだ本庁舎の耐震設計については行っておりません。現在、

耐震診断に基づく概要的な積算についてお願いしておりますけれども、当然、鉄骨ブレースとか、そういったことによる増強になるかと思いますが、費用については数億円以上はかかると見込んでおります。詳細についてはまだわかりませんが、そういったことを想定しております。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 河村名古屋市長はテレビで、一番豪華な施設は市役所であるというようなことを先日も述べておりました。市役所は市民の共有の施設であり、また財産でもあります。市長や職員だけのものではありません。華美、ぜいたくな施設になってはいけませんけれども、機能的に市役所に支障のない施設を建設することは重要なことであると信じております。事務室や会議室の狭隘と不足等も指摘されていることを考えてみますと、耐震補強にかなりの金額がかかるわけでありますが、それだけのものがかかるならば、移転し建築することも効果的であり、特に合併特例債等を活用して将来的に弥富市にふさわしい機能的な市庁舎を建設されることの方が得策ではないかと考えますが、比較検討される考えはないか服部市長に伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

新庁舎建設という形での御質問でございます。

議員御指摘のとおり、現在の本庁舎は耐震補強工事をしていかないとI s値が大幅に不足している、いわゆる耐震構造としてはすぐれていないということがはっきりしているわけでございます。行政サービスの向上、あるいは職員の安心・安全という形の中で努めていかなければならないということを考えているわけでございます。今までは児童・生徒優先ということの中で、先人の皆様の御努力によって弥富中学校等々が建設されてきたわけでございます。そうした形の中で、小・中学校の耐震についても来年で大枠のめどが立つような状況でございます。

先ほど副市長の答弁にもございましたように、現在、耐震の診断をさせていただき、その費用はどれぐらいかかるかということ算出しているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、新しく耐震補強をするということにおいても、あるいは新庁舎を建設ということにおいても、多額な財政の支出が伴うわけでございます。今現在の本庁舎も四十数年たっているということも知っているわけでございますけれども、いずれにいたしましても、耐震構造の診断結果というものも待たなければいけないなあと考えております。いずれにいたしましても、市民の皆様に対する行政サービス、あるいは職員に対する安心・安全という形で、これ以上着工を延ばすことは適切ではないというふうに考えているところでございます。平成22年度、来年度におきまして、新庁舎に関する検討委員会を一度持ちたいなという

ふうになっております。そして23年度に、耐震補強するか、あるいは委員会の方で審査をしていただいて新庁舎を建設するかということ、22年の中でしっかりと方向づけをしていきたいと思うところがございます。しかしながら、新庁舎建築の問題点も実は数々あるわけございまして、一つは平成19年に都市計画法の規定によって、市街化調整区域には建設ができないという状況がはっきりしておるわけでございます。そうした形の中において、新庁舎の土地の確保というのは大変難しくなってくるわけでございます。また、合併推進債の話が出ましたけれども、平成18年に合併をさせていただき、平成28年までの10年に対してこの合併推進債を使用させていただけるわけでございますけれども、いずれにいたしましても自己財源というものをしっかりと確保していかないと、さまざまな事業が執行できないということも言うまでもないわけでございます。そうした形で、土地の確保と同時に基金の確保というのが大変重要なことになってくるわけでございます。そういうことを踏まえながら、しっかりと22年度に方向づけをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 市長の考え方というのも非常に重要なものであり、今後検討されるということでもありますので、あわせて質問をしたいと思っております。

続いて、155号線がようやく日光西線まで12月1日に開通し、前ヶ須や平島地区と市街地の交通状況は大きく変わってまいりました。今後、伊勢湾岸道路までの南進計画が進まない効果が発揮できないと考えます。特に昨今、佐古木地区の交通渋滞で苦情も多く聞いており、この155号線の南進計画は重要な待ったなしのところまで来ており、市民の関心も高いわけであります。この南進計画はどのようになっているのか、現在の時点で開発部長に伺いたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

議員も御承知のように、155号線、都市計画道路名古屋第3環状線につきましては、愛知県が事業主体となりまして事業を推進しているところでございます。先ほど議員もおっしゃいましたように、この12月1日から国道1号線から日光大橋西線までの間が開通いたしました。また、伊勢湾岸自動車道弥富木曾岬インターから北へ1,400メートルの区間が事業実施されているのが現状でございます。今後の対応でございますが、この路線の南進計画につきましては、政府税制刷新会議の事業仕分けによりまして、道路事業費の削減、また道路整備継続箇所を優先し、新規事業着手につきましては事業着手見送りとの方針が示されたところであります。来年度以降の道路整備予算の見通しが立たない状況であると愛知県の方から聞

き及んでおります。しかし、私どもとしましては、最も重要な路線でもありますし、この路線に関しましては国・県に対しまして、道路整備予算の十分な確保及び未整備区間の早期事業着手につきまして、先般も私どもの市長から、愛知県、または民主党の愛知県連の方にも強く要望していただいているところでございます。この件につきましては、今後も事あるごとに強く要望してまいりたいと思っておりますので、ひとつ御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 問題は、仕分け事業の中で新規事業として取り入れられていないということは、要するに用地の確保等ができる見通しが無い、いつになるかわからないというようなものであるがために仕分け事業の中で対象外になっているのではなからうかなということを感じるわけであります。私は、市街化区域と調整区域の線引きがされて間もなく40年になることをしっかりと認識しなきゃいかんと思っております。特にこの前ヶ須地区の区画整理事業は、今後市街化区域を見直し・拡充する計画を立てる上からも重要なことであり、もはや避けては通れない事業であると思っております。今まで着手しなかったことは、当事者の地主の方々にも、市街化区域を選択した以上、市街地にふさわしい整備、すなわち区画整理事業を進めなかった責任はあるものの、また難しいところであるからと放置してきた行政当局にも大きな責任があると思っております。平島地区の区画整理事業が来年完成するということで、もう完成間近になり、この際、市当局が積極的に立ち上がり、地主の皆さん方とともに十分話し合いをしながら事業の推進を図られることは重要なことであると考えております。

前述いたしました二つの重要な事業を実現するためにも、以前に私が提言した前ヶ須地区の区画整理事業を弥富市当局が中心になって積極的に進め、地主の方々の理解と協力を得て用地を取得させてもらうということであると提言をしてきましたが、いよいよその時期になったのではないかと考えるのであります。まさに市庁舎の移転問題、155号線の南進問題等の解決をあわせれば、一石三鳥と言える重要な効果的な発想であると考えます。私も積極的に協力をしてまいりたいと考えておりますが、服部市長の決断を伺いたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

平島中区画整理事業は、それぞれの地権者の皆様の御協力によって、来年、平成22年にほぼ完成のめどが立っております。我々としても、その南北の道路、東西の道路ということに対してさらに事業を進めていかなきゃいかん、そして平島全体が一つの大きなまちという形の中で、皆様に御利用いただけるようなまちづくりをしていくということを思っているわけでございます。それにあわせて、その隣接地である前ヶ須地区における区画整理事業を進めるとということにおいては、大変大きなまちづくりになるということは私も承知をしていると

ころでございます。

この御質問は、佐藤議員から平成20年3月議会でもいただいたわけですが、その後、私どもといたしましては、平成20年5月27日に前ヶ須地区の両区長、そして私ども行政と意見の交換会をしたところでございます。目的は、都市計画道路名古屋第3環状線を推進するための手法として、区画整理事業及び個別整備事業があるが、こういったような御意見をお持ちですかという形で進めさせていただきました。また、事業領域をどのぐらいの面積で持とうかということも検討をさせていただきました。そして、おおむね9ヘクタールの区画整理事業を考えたかどうかというようにも意見として上がったわけでございます。

また、区画整理事業における非常に重要なことは、それぞれの地権者に対する減歩に対する考え方でございます。この減歩率がどれぐらいになるかということをお話していただき、平島中区画整理事業と比較をしてお話しさせていただきました。道路とか、あるいは公園等々で、この前ヶ須地区における区画整理事業では公共減歩が24%ぐらいになるだろうということでございます。また、保留地の減歩においては、公共面積が少ないために、かなりの持ち出しになるというようなことが一つの方向としてあるわけでございます。そうした形の中で前ヶ須の両区長の御意見といたしまして、今のところは前ヶ須地区の区画整理事業ということを進めるのではなくて個別整備事業を進めたらどうかというような御意見をいただいております。また、減歩率についても、地元の理解が得られないのではないかというような状況で終わっております。また、関連する155号線、名古屋第3環状線の南進につきましては、先ほど開発部長が答弁したように、少しまだ先が見えていないというのが現状でございます。そうした中で、さまざまな問題があるわけですが、このようなことをかんがみ、また私どもとしては県の方に要望していくわけですが、地権者、そして私どもと一緒にこの議論を重ねていきたいと思っております。現状としては、前ヶ須地区における区画整理事業はそんなような形で、今後の地元との話し合いをさらに深めていくという状況で進めさせていただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 平島地区とは条件的にかなり差はあると思います。面積的にも少ないし、そして減歩問題も大変少ない、事業費もそれなりに負担が大きい。そこで、私が申し上げたいのは、市が市庁舎の移転も考えながら土地の先行取得等を進めるということも一つの考え方ではなかろうかなと。今、この該当する地区は、道路も狭隘ですし、そしてまた土地を処分したい人もあつたりして住宅がぼつぼつと開発されておりますけれども、住宅開発のときにはかなり道路用地として土地を提供しなければならないというような状況もありますので、もうちょっと真剣に市が中心になって検討されるとかなり進むのではなかろうかなと、私はそういう期待を感じておるのであります。きのう、渡邊議員の質問の中で、来年は大き

な目玉になるようなものはないというような答弁がありました。桜小学校の分離、あるいは弥生保育所の建設等に続いて、この3点セットを弥富市の目玉事業としてぜひ早急に取り組んでいただくことを要望したいと思うのであります。

そういう意味で、これから市長を中心として、そしてまた前ヶ須の区長、あるいは地権者を中心として十分ひとつ検討していただいて、県や国にも要望をしていただくように、進めていただくことをまずもってお願いをしておきたいと思っております。

続いて、事業仕分け及び補助金・分担金・負担金・交付金等の抜本的な検討について質問をしたいと思っております。

民主党政権になって国民の関心が高まったことのひとつは、無駄をなくし、国民の目線で事業仕分けを公開で実行していることでもあります。今議会でも私を含めて4人の議員が取り上げているということは、重要な問題であり、関心の高い問題であるというように認識しております。国のまねをしようというわけではありませんけれども、私が以前から提言してきたように、無駄とぜいたくを厳しく戒め、公正で効率的・効果的な行政運営を真剣に実行する時期を迎えたと言えます。この際、もう一度検討したいと考えるのであります。できるだけ重複を避け、私なりの視点で質問をし、提言をしていきたいと思っております。

弥富市にとって重要であり、市民のために必要な事業等を推進することはもちろん大切なことではありますが、まじめに公正に考えれば、もはや機能をなくしたものや時代にそぐわなくなったものもたくさんあり、公正に整合性を検討すれば、かなり多くのものが検討対象として上げられると考えられます。そのためには、以前の充て職で選任された行政改革推進委員会のみならず、利害の伴わない第三者の学識経験者も交えた事業検討機関を設けて、事業内容及び予算の活用状況などから、必要度・効果等、費用対効果の整合性を公正に検証し、廃止・削減・減額等を検討し、協議されるように提言したいと考えるのであります。こうした考え方について、服部市長の意向を伺いたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 政権交代におきまして、事業仕分けということが大きくクローズアップされておるわけでございます。この問題につきましては、昨日の議員、そしてきょうの議員の中でも数多く御質問としていただいております。そのたび私どもとしては、まず私たち職員が内部的な行政改革、あるいは行政評価をしていかなきゃいかんということ強く思い、行政シートを作成し、プラン・ドゥ・チェック、そしてアクションという行動を来年度からそのシートに基づいて、本当にこの事業は正しいのか、いつまでにできるのか、あるいは事業費はどれくらいかかるのかというスケジュール的なことであるとか、それに対する進捗状況はどうかということを精査しながら、この行政シートを私どもとしては自分たちの行政改革という形の中で取り入れていきたい、そんな思いでございます。

また、外部の方からいろんな御判断をいただくということについては、新しい行政改革の一つの手法であろうということは思っております。先進市町の考え方、あるいは具体的な行動をよく私どもとしても研究させていただきながら弥富市としても検討してまいりたいという思いでございます。

また、総論的になりますけれども、集中改革プラン等々も私たちが一つ一つ積み上げてきたものでございます。そうした形の中において、このことはやはり大事にしていきたい。過去から守ってきたことを次の時代に生かしていくということは大変重要なことでもあろうというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 基本的には、今の市長の考え方を私は支持するものであります。

ところで、私は私なりに提言をしたいと思うんですが、以前に予算審議の中で私が質問し、提言したのも含めて、事業内容を初め補助金・負担金・分担金・交付金・委託費などの必要性・効果などを公正に検証し、即、来年度の予算編成で実行できるものと、相手もあり一、二年かけて検証し協議・実行するものと仕分けて、廃止や減額など整合性を十分検討・審議していただきたいと思うのであります。

一例を挙げてみますと、今ではもはや実効性に乏しく惰性に流れているものがあるのではないかと。例えば、それは以前に私が申し上げました海翔高等学校連絡協議会負担金、これは大きく減額をされて、今2万円となっております。しかし、県立高校である海翔高校にのみ負担金が妥当であるかどうか。金額的には2万円であるけれども、妥当であるかどうか。あるいはまた、関西本線の複線電化促進連盟負担金など期成同盟会や協議会などに、金額は少額であるものが多いわけではあります。必要性・効果などを検証すると、もはや実効性に乏しく、惰性に流れており、この際、廃止を提言する必要があるものが数多くあるのではないかと考えられます。その他期成同盟会とか協議会に対する負担金については、特に検証の必要性があるものが多くあります。一度こうしたものをきちっと精査して、そして必要性があるかどうか。必要性が疑われるものであれば、弥富市から廃止の提言をするというのも一つの方法ではないかと思っておりますがいかがでしょうか、服部市長にお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 補助金であるとか負担金ということは、必ず対象者があるわけでございます。私どもが独断でその補助金をカットしたり、負担金を担わないということがあってはならないと思うわけでございます。そうした形の中で、これを廃止するか、あるいは削減という形の中で統合していくかということにつきましては、やはり相手との協議を進めなければならない、そんな思いでございます。しかし、相手との協議が調い次第、そういったものについては見直し・廃止をさせていただこうと思っておるわけでございます。一度精査を

していかなきゃいかん項目でもございます。

また、負担金等においては、法によって縛られている場合がございます。そうしたことについても、法の遵守ということをお優先に考えなきゃいかん、そんな思いでございます。また、関係機関とよく連絡・調整をとりながら経費の削減に努めるという方向で検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 相手もあることでありますので、即廃止とか、あるいは減額とかというのは難しいと思いますけれども、みんな気持ちの中では思っておってもなかなか言い出せないものがたくさんあると私は思うんです。ですから、そういう点については勇気を持って提言をしていくことが必要であるということを私は申し上げたいのであります。

それから2番目として、一定の期限を設けて必要性和効果を考えるべきものとして、私が以前から関心を持っておりましたのは、海部地区環境事務組合八穂センター地元協力費100万円、海部地区環境事務組合上野センター地元協力費75万円などが顕著にあらわれておるのであります。公正性と効果の観点で検証すれば、問題があると考えられます。不快施設の建設については、地元環境整備対策として多額の金額が執行されており、対応は十分されていると考えられます。この地元協力費とは迷惑料との意味合いからのものであり、公害を初め実質迷惑になるような事態があるかどうか検証する必要があると思います。

また、この地元協力費については、金の使い方、他の施設との比較から考えれば、公平性の面から検証すると問題があり、おおむね10年ぐらいで終了することも重要ではないかと考えるのではあります。例えば集落排水等の処理場周辺には、このような地元協力費というものは出されておられません。環境事務組合から支出されるといっても、構成市町村からの分担金であり、お互いに言い出せないこともあります。お互いに財政状況が厳しくなっており、この際、当事者である弥富市が正義をもって地元との調整もし、提言をすることも重要であると考えます。話し合い、検討をされてはどうかと思いますが、その意思があるかないかについて服部市長にお尋ねをいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

海部地区環境事務組合は、3市5町1村という形の中での一部事務組合として、地元の方の御協力をいただき円滑に事業を推進しているところでございます。この時期における地元協力費として、八穂クリーンセンターで100万円、上野し尿処理センターの協力費として75万円が事務組合の方から拠出されているわけでございます。組合議会でも佐藤議員にはこの御発言があるわけでございますが、ごみ処理施設、あるいはし尿処理施設に対する地元協力費は、廃棄物処理施設等周辺環境対策費の一つであります。これは廃棄物処理施設が、一定

地域に住民に対しては不快施設であり、その施設に伴う環境に対して基本的な事項を定めることによって、廃棄物処理施設の業務の円滑かつ適切な推進を図るとともに、周辺環境の改善及び住民福祉の増進に資するという形の中で、昭和63年11月5日に廃棄物処理施設等周辺環境対策基本要綱が制定をされました。それに基づいて地元に対して拠出をされている協力費でございます。したがって、弥富市における八穂クリーンセンターの建設に伴う周辺環境対策費については、そう簡単に外せるものではございません。この施設の使用に向けた地元の皆さんの多大なる御協力があったからこそ、今日の環境事務組合の八穂クリーンセンターを営業させていただいておるわけでございます。これからも先もいろんなことがあり得るわけでございますから、弥富市が正義をもって提言するということは一切いたしません。住民福祉の増進、そして今後の有効活用にすべきであると強く思うところでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤博議員。

6番（佐藤 博君） 考え方はいろいろあるかと思いますが、しかしこの八穂センターについては建設当時、地元環境整備対策費として60億という多額な金額が執行されておると聞いておるわけであります。しかも、現在毎年100万円という地元協力費がどのような形で活用されているか、これは検証に値するものだと私は思っております。市長の立場としては言い出せないということかもしれませんが、これは公正性を欠くと私は思うのであります。例えば、これは海部地区環境事務組合の方から出ているからいいと。弥富の中で、今それぞれのところの集落排水施設だとか、またいろいろと迷惑なものもあるわけでありますが、そうしたところとも比較検討する必要があると思う。そしてまた一番大事なことは、これは言葉としては協力費ということでありませうけれども、内容的には、今私が申し上げましたように、どのような効果に使われておるのか。もし迷惑料という意味合いであるとするならば、迷惑をどのようにかけておるのかということの検証も必要だと思っております。だから私は、地元の方々の協力を得たという感謝の気持ちを永久に続けるという考え方には、いささか問題を感じております。例えば10年なら10年で、そして迷惑をこうむるようなことがあるならばそれは適切な処理をするということで、ある程度期限を切ってやっていくということが非常に大事だと思いますが、その点について再度検討をされる考えはあるかどうか、服部市長に伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員に繰り返し御答弁申し上げます。

先ほど私が協力費という形の中でお話をさせていただきましたけれども、少し訂正をさせていただきますけれども、これは平成14年3月27日、地元区長である鍋田区長と八穂クリーンセンターの管理者との協定書がございます。その中では区費という形の中で定めてありま

すので、訂正をさせていただきます。

先ほどでございますけれども、私が答弁させていただきましたように、地元の皆様の地域に対する有効活用、住民福祉という形の中で御利用をいただいているということでございます。また、区費という考え方の中で、地域の活性化に対してさまざまな使い道があるかと思えます。決して無駄に使われているわけではございません。大きな生産性を私は生み出しているのではないかなと思っているわけでございます。今後もこの区費につきましては、私どもとしては、先ほど話をさせていただいたように、地元のためにしっかりと我々としても協力させていただきたい、そんな思いでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） これは、市長としての考え方はそういうことであろうかと思えますけれども、区費ということであるならば、この金額が妥当かどうかという点も検討の必要があると思えます。

そのほか、いろいろなところいろいろなものがあるわけです。大体基準というのはいないわけですが、おおむねそのときそのときによって決められてきておるわけでありまして。ですから、私は一度そういうものを総体的に見直してみる必要があると。それから一番大事なことは、協定があるからその施設が存続する限り永久にこういうものを出していくという考え方は今の時代にはそぐわないと、私はそういうように感じております。恐らくここで議論しても服部市長の答弁は変わらないと思いますが、私はそういうことを今後しっかりと踏まえて検討されることが大事な問題だと思っております。年数を切ることです。これは絶対大事な問題だと思っておりますので、十分検討されるように要望しておきます。

続いて、広域行政関係の一部事務組合などの負担金とか分担金というものについても、一度見直しをされることが大事ではないかなあと私は思っております。今までの私の経験の中からいくと、大体こういうものは市長・村長が管理者になったり、あるいは理事長になったり、そういうことで、まあそういういろいろなことは言わずに、決めたものはさっさと出してくれよというような形で進んできておるものが多いわけでありまして。あとの執行の問題については、事務局が中心でやっていっておるわけでありまして。ですから、そういうチェックがなされないと、割に安易な使い方。これは、国の方では天下りの問題だとかいろいろ言われておりますけれども、それに近いような問題もたくさんあると思うのです。しかもこうした問題については、弥富市なら弥富市は一般会計の予算の中で計上して拠出をしておるんです。弥富市の議会の中でも本当は議論すべきでありますけれども、特に当時の弥富町議会ではこういうことの審議をさせなかった経緯もあるわけでありまして、私は問題を指摘したいと思えます。

市町村が分担金を負担している以上は、市町村議会での審議も重要であり、その市町村議

会での審議の結果を受けて、市町村長や、あるいは組合議員が参考に議会での審議をされるということも大事な問題だと思っております。そういう点で、もう一つ提言をしたいのは、広域行政関係の一部事務組合などの分担金のあり方というものについても、一度よく検討をされる必要があるし、予算を計上される以上は、その市町村議会でも十分議論をされる必要があると私は考えております。これらが今の無駄を省いていく、そして適正な予算を組んでいく、そして有効な執行をしていくという原点になると思っておりますので、その点についても服部市長の考え方を伺いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 一部事務組合の負担金、あるいは分担金に関するもの、あるいは議会、それぞれの一部事務組合における組合議会の問題でございますけれども、こちらにお見えになります議員の皆様も、それぞれの事務組合の中で議員として御出席をいただき、御活躍をいただいているわけでございます。また、市町村議会においてもさまざまなことが審議されていると思っております。そうした形の中で、それぞれの市町村の議会の中でこの一部事務組合のことが取り上げられ議論を重ねられることは、私はあっていいというふうに思っております。しかしながら、事務組合の議会の独立性ということは尊重し、そこで決定されることは決まり事として守っていかなきゃならないだろうと思っております。

負担金の問題におきましても、それぞれの市町村は財政が大変厳しい状況でございます。今年度もそうでございます。来年度もそうでございますけれども、この負担金、あるいは分担金に対しての考え方は、それぞれの市町村は一つの方向にあると思っております。そうした形の中で、組織の改革であるとか、あるいは議会の構成の改革であるということが叫ばれているわけでございます。海部南部水道におきましても、今までは企業長という役割で1名でございましたが、さらにそのチェック機能を増していこうという形の中で、副企業長制を今取り入れていこうという議論が重ねられているところでございます。そうした形におきまして、本来ある負担金、あるいは分担金ということも基本的にはそれぞれの議論の中に組み込まれることであろうと思っております。いずれにしても大変厳しい時代、無駄遣いがないように、あるいはそういった考え方に方向がきちっと定まるような形で私どもは議論を重ねていきたい、そんな思いでございますので、御協力を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

6番（佐藤 博君） 最終的には、それぞれ組合を構成している組合議会において審議されることが尊重されるべきでありますけれども、拠出の原点は市町村であります。ですから、市町村議会でもそうしたものが適正であるかどうかチェックをして、そして拠出をするというルールは非常に大事な問題だと私は思っております。それがないと、組合議会だけであると、今、申し上げたように、天下りの問題や何かで甘い予算執行が行われていくということ

も十分あるわけであります。ですから、そういう細かい点についても十分配慮をしていく、そういう意味で市町村議会も真剣に議論をしていくことが必要であると私は思っております。

いろいろな角度から今回の事業見直しというのは有効に今行われておると。中には、今までとは違った形であって不公平感があるという人もあるでしょうし、今まであったものがなくなったということで復活を求める人もあるでしょうし、このことをやったことによって無駄がよくわかったということもあるでしょうし、いろいろこれは重要な意味を持っておりますので、大いにこうした事業仕分けをきちっとあらゆる角度から、きょう私が提言したのはほんの一部でありますけれども、もっともっと事業内容についてもきちっと精査をしていただく、そういうようなことを要望して終わります。

議長（黒宮喜四美君） 50分ほど経過しております。ここで休憩をとりまして、2時に再開いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~  
午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に武田正樹議員、お願いします。

7番（武田正樹君） 7番 武田です。よろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、大きく2点について質問したいと思っております。

まず最初に、防犯灯の維持管理についてお伺いします。

防犯灯は、各地区の申請に基づいて設置されており、犯罪の防止に役立っており、安心・安全なまちづくりにおいて必要不可欠なものとなっております。特に今、12月ごろは昼が短く、午後4時半を過ぎれば薄暗くなってきています。子供たちの下校時には大変役立っております。その防犯灯についてお伺いします。

弥富市における防犯灯の設置数は現在幾つあるのでしょうか。蛍光灯、ナトリウム灯、それぞれ幾つあるのでしょうか。平成21年度の新設によってどれだけふえたのでしょうか。平成20年度の防犯灯設置工事請負費は177万50円であります。前年対比332万の減ということでしたが、今年度も減少傾向にあるのでしょうか、お伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） それでは、武田議員の御質問にお答えします。

防犯灯の設置数につきましては、12月1日現在、5,118灯であります。その内訳ですけれども、15灯が70ワットのナトリウム灯でございます。

それから、予算的に減少傾向にあるかという御質問でございますが、減少傾向でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 実際のところ防犯灯設置数というのは、かなり普及してまして減ってきております。その辺について、設置基準についてお伺いします。

設置基準というものがあるそうですが、どのような設置基準でしょうか。また、設置場所についての基準があればお教えください。

もう1点、ナトリウム灯の申請には設置に対する隣地の承諾書が必要のようですが、なぜ必要なのか、それについてもお伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 防犯灯の設置基準につきましては、平成7年4月1日制定の弥富市防犯灯設置基準に基づいて実施をしております。設置の申請方法につきましては、先ほど議員が言われましたとおり、区長または区長補助員さんを通じての申請となっております。個人の申請は受け付けておりません。

また、設置場所につきましては、通り抜けができる公道上の中電の電柱としております。ただし、中電が共架している西日本電話株式会社の電柱とか、その他関連会社が所有する柱については、やむを得ない場合に限り設置することができることとなっております。また、電柱のない公道上で必要箇所においては、市が指定しております交換ポールによって設置することとなっております。あと設置灯数の関係でございますけれども、電柱1本につき1灯というふうに限定しております、二つつけることはできませんので。

ナトリウム灯の関係につきましては承諾書の件です。

ワット数が高いということで、農地の部分で、特に豆類に対して被害が出るということも言われておまして、そのあたりで隣地の方の承諾を得て、そういうことも承知の上でつけてもいいよという場所については設置しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ナトリウム灯なんですけれども、私も実際自分の田んぼの近くに1本立っています。そして、結局ナトリウム灯がつくと、田んぼの色味がおくれるんです。先ほど課長の方からお話がありましたように、農地にある程度影響が出るということで、私も隣地の承諾書が必要だということはわかるんですけれども、ある程度承諾だけじゃなくて、私のところの田んぼについている1ヵ所については、そちらの向きについてちょっと遮光がしてあるんですね、ナトリウム灯について。そういう形のことをやってあるものですから、こういうことも要望として承諾書の一部にあるのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 地主の方につきましては、そういうことも考慮しまして考えている部分もございます。ただ、防犯灯ですので、第三者が安全に通れるようにということで、基本はあくまでも歩道とかを照らすようにということで考えています。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 次に伺います。

設置経費の負担ですけれども、この設置経費というのはどこが負担するのでしょうか。また、蛍光灯とナトリウム灯の設置経費というのはそれぞれ幾らかかるのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 設置の経費の関係につきましては、新しくつける場合と器具を全部取りかえの場合の経費につきましては、全額市が負担いたしております。

値段の関係ですけれども、毎年入札で実施をしております、一時は2万円近くしておったんですが、現在は半額ぐらいの新設の単価となっております。年度によって新設の場合の単価は異なっております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 設置経費というのは、実際のところ防犯灯というのは市民の安全のために敷設していただいているものだと思っておりますので、そういうところである程度市の方で持っていただくのはありがたいことだと思っております。

さらに設置していただいた後なんですけれども、維持管理が必要になってきます。そうすると、維持管理費の負担はどこが持つのでしょうか。また、その維持管理に対する補助金が多分あると思うんですけれども、それはどうなっているのでしょうか。そして、防犯灯というのは電気料金が多分かかると思うんですけれども、月々大体幾らぐらいかかってくるものなのでしょうか。蛍光灯・ナトリウム灯それぞれ幾らかかるのかお知らせください。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 設置後の電気料や維持管理に要する経費につきましては、申請した地区の負担となっております。防犯灯維持管理費補助金につきましては、蛍光灯、20ワットですが、一部十四山地区で30ワットというのが、丸サークラインと言うんですかね、50灯ぐらい残っておりますけれども、それも球切れとか、そういった時点で20ワットに統一していくということでやっております。

補助金の関係につきましては、1灯につき年額3,400円、ナトリウム灯70ワットにつきましては年間1万2,000円の補助を市の方から地区の方にしております。ただし、9月までにここは必要がないということで廃灯になった場合とか、10月以降に新設の場合につきましては、それぞれ2分の1の額の補助ということで、蛍光灯ですと1,700円、ナトリウム灯は6,000円となります。

なお、振り込みの関係は、地区の方に今年度でいきますと来年の3月に振り込みをさせていただきます。

あとは電気料、去年なんかですと石油価格等が高騰しまして、一時期高かったことがあるんですけども、11月現在では1灯当たり191円ということで確認をしております。一月191円ということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 191円ということで、私も中電の方へ電話させていただきました。そして、実際のところ蛍光灯は幾らぐらいかかりますかということで、お客様相談室か何かに電話したんですけどもなかなか聞かせていただけなかったんですけども、その中を無理してお願いしたところ、たしか20ワットから40ワットについては、今、結構高い金額だったんですけど、私が聞かせていただいたのは159円39銭という値段だったんです。そして、ナトリウム灯についてはわからなかったんです、電気代が。ということでしたので、実際これぐらいの値段が月々、例えばつきっ放しで24時間ついていても、それから夜間だけついていても値段は同じということです。そして、防犯灯を見ると、つきっ放しになっている防犯灯を見かけることがあると指摘されました。それで、天気のいい日に日中防犯灯を調べてみますと、アトランダムなんですけれども、132カ所中で34カ所がつきっ放しになっていました。偶然つきっ放しになっていたところばかり調査したかもしれませんけれども、ある程度の数の防犯灯というのが日中つきっ放しになっていると思われれます。これは、多分自動点滅器の故障だと思われるのですが、これが故障した場合の負担はどこが持つのでしょうか。また、交換費用は大体幾らぐらいかかるのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 点滅器の故障の負担につきましては一部分の故障ということで、先ほど申しましたように、新しくつける場合とか全部取りかえてしまうといった場合は市の負担になりますけれども、一部分の故障ということで地区の負担をお願いをしております。

点滅器の値段、ちょっと業者によって違いますので一概には言えないんですが……。

そのもの自身の単価でしたら、ちょっと今は資料的に持っていませんけれども、要は人件費的な部分もございますので、例えばたくさんの箇所を集めて一気に直す場合とか、わざわざ1カ所そこだけ行って直す場合とかいろいろなパターンがございますので、ちょっと幾らかというのは申し上げられません。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 実際のところこの自動点滅器の値段というのは、確かに課長の方からお話がありました。私も一部のところの業者さんで、値段が幾らぐらいかかるんですかとい

う話も聞かせていただいたんですけども、結構幅の広い範囲で、3,000円ぐらいから、高いところで6,500円のところもありますし、各自治会がその値段で頼んで見える。実際のところ幅が広いもんですから、3,000円と6,500円までの幅というのは、頼んだ側の自治会としては負担がちょっと高いかなということも思いました。

それで、この防犯灯というのは、蛍光灯で20ワットの球が大体使用されているんですけども、あるメーカーの資料によりますと、20ワットの球の寿命というのがあるんですけども、大体8,500時間だそうです。8,500時間で、仮に1日に12時間点灯した場合、これだと大体708日で実際のところ球は切れます。そうすると、例えば24時間つきっ放しになっておった状態で大体354日、1年弱で交換しなくてはなりません。先ほどお話がありましたように、実際のところ各自治会が負担することになっているという話です。実際にもしつきっ放しになっておれば、多分蛍光灯の球の交換費用と電気代を大体合わせると、先ほど課長の方からお話がありましたように、3,400円を多分超えると思います。そして、さらにこれに自動点滅器の費用というのかさんでくるということだと、自治会としてもちょっと負担がえらいんじゃないかなあと思っているんですけども、それでお願いなんですけれども、この自動点滅器の交換費用も、さらに市の方で少し助成していただけないかということ。そして、これだけ日中つきっ放しになっているということだと、電気がついているというときは、今問題になっています地球温暖化ガスを発生させています。どうしてもその観点からいっても、できたら必要のないときは消えておった方が多分いいと思うんです。ただ、自治会として、もしそれが地元負担になってくると、これだけの数が日中つきっ放しになっているということになりますと負担はふえてきます。できたらこれを市の方で持っていただくことはできないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

総務部次長兼防災安全課長（服部正治君） 先ほどの3,400円の20ワットの蛍光灯ですけども、その補助金の内訳としまして、先ほど議員がお調べになって8,500時間と。私どもの試算としましては、蛍光灯は9,000時間ということで750日、2年間ぐらいはもちますよということで、あと点滅器につきましては5年、それから電気料は、先ほど申しましたように大体200円の12月ということで2,400円。地区の協力は当然ございますけれども、そういう部分も含めまして大体3,200円ぐらいという計算で従来から来ております。それで、私ども防犯の担当の部課長会等もございまして、勉強会の中でほかの市とかその辺もいろいろ研究させていただいておるんですが、ほかの市では3分の1とか、2分の1地区に持っていただくとか、そんなようなこともございまして、現在のところ弥富市の設置基準に基づいて当分の間続けていきたいと思っておりますので、御理解を願います。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 最初にお伺いしたように、設置についてはあちこち皆さん地元の方から設置してほしいという要望がだんだん減ってきています。つまり、ある程度設置はされてきていると思うんですよね。その予算については減ってきていると思うんです。そして、今度はあと維持費の方が重点的になってくると思うんですけれども、この維持費について少し負担していただけんかなと思うんですけれども、どうでしょうかね。例えば先ほどお話ししたように、交換についてですけれども、あまりにも電気屋さんによって値段に開きがありますので平均的なものをとっていただくか入札していただくかということになってくると思うんですけれども、あとはこれについて、先ほど3,200円と。私が実際のところ計算したところとちょっと違うんですけれども、仮に電気球を交換すると、たしかある電気屋さんによると1,500円かかると言われました。そして、先ほど電気代についてはおよそ2,400円になってくると、3,900円で500円の赤字になっちゃうと思うんですけれども、その辺から見るとできたらこれ、たとえ半額でもいいもんですから、これについてちょっと考えていただくことはできないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほど課長が言いましたように、蛍光灯の消耗品という形の年数計算、点滅器においても含んでおるということで、今の額については幅があるということですので、仮に今のケースについての補助の増額ということはちょっと考えておりませんので、よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） ありがたい回答を望んだんですが、なかなか難しいそうですけれども、これから先、特に防犯灯というのは、ふだん皆さんは多分何げなく見ていると思うんですけれども、例えば子供さんの通学、特に今は日が短い、先ほどお話ししたように時間的に結構厳しいときがあると思うんですよね。そういう中でこれから先維持していく、特に地元の負担というのがある程度かかっている以上、できるだけこれから先検討していただく課題だと思っておりますので、ぜひとも考えていただきたいと思っておりますので、それは要望としておきます。

次に移ります。

弥中の整備状況についてお伺いします。

まず、通学路の安全対策ということで、弥中が鎌島地区に移転して以来、周辺道路をいろいろと整備していただきました。朝の通学時間帯における生徒の自転車通学、または徒歩通学においても、さまざまな配慮をいただいておりますが、以前からの要望を含めて、さらなる安全対策についてお伺いします。

まず、弥中東側にある中央幹線と交差する交差点についてお伺いします。

最近、利便性が増した中央幹線を通る車が一段と増加してきています。また、通学路の一部としてあの交差点を通る弥中の生徒も数多くいます。以前から地元区長会からの要望があった歩行者用の信号機の敷設はどうなったのでしょうか、お伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） それではお答えさせていただきますが、その前に経緯を少し御説明申し上げます。

今回の要望の件につきましては、ことしの6月30日付にて弥富中学校のPTA会長さんと、それから弥富中学校長の連名によりまして市の方に通学路に関するお願いについてという要望書が提出をされました。翌日の7月1日付にて、同じ内容の要望でございますが、大藤学区の区長会長さんと鎌島区長さんの方から連名により、同じような内容で要望書が提出されたということでございます。市としましては、この要望を受けまして、7月13日に市長と私が2人で蟹江警察署の方へ出かけ、この要望書についてきちっとやっていただくように、蟹江警察署長、同交通課長に要望書を提出したというところでございます。

さて、要望書の中に、先ほど武田議員が言われました歩行者用信号機の設置についてという要望もございましたので、この件について回答をさせていただきますが、この信号機の設置につきましては、もう既に愛知県警の本部の方に要望をしているということでございました。本年度につきましては、4基を要望しておりますということでありまして、この歩行者用の信号機につきましては、一交差点につきまして8基が必要となってまいります。まず、4基を要望しておるということでございましたので、今年度は六條の信号交差点に、今現在、六條の信号交差点につきましては既に4基は設置をされておりますが、今、東西方向にしかついておりませんので、南北方向に4基を設置したいということで、こちらの方が優先順位が上位であるということでもございましたので、そこにつきましては今年度設置の予定となっております。そして、その次に今回要望のありました弥富中学校の東の交差点の箇所となっておりますが、これにつきましては来年度以降の予定になっているということでもございましたが、できる限り早急に設置していただくよう要請を続けてまいりたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 私もたびたび交差点へお邪魔して、朝の通学時間帯に見せていただきました。割と朝の時間帯というのはそろって皆さんが交差点に入ってみえます。そうすると、歩行者用の信号機がないと、どうしても青の信号機に車と同時に生徒も入ってきます。そして、黄色に変わった段階ですと、途中で生徒は残っています。歩行者用信号機というのは、事前にある程度早目に切りかわります。安全面を考慮して多分やってあると思いますけれども、歩行者用の信号機を最初からあそこの交差点につけておけば本当はよかったと思うんですけれども、なかったということで、ぜひともこれから先、早目につけていただくように要

望をよろしくお願いたします。

そして、次に移ります。

次に、弥中の北側を走る道路についてお伺いします。

この道路というのは、自動車の制限速度が最高速度50キロの道路であります。実際のところ、この道路というのは50キロということと、それから学校に隣接する道路としては制限速度はかなり大きな道路ではないかなあと思われます。この道路というのが、ほとんど弥中の生徒全員がこの道路を通ります。その道路を通っている通学について、ちょっと安全面での配慮が足りないのではないかとということでお伺いしますけれども、何か対策というものはないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） この問題につきましても要望書を提出したところでございますけれども、弥富中学校の北側の道路、議員がおっしゃるとおり、今、時速50キロメートルというふうに制限がかかっておりますが、これを時速40キロということでございます。これは蟹江警察署の方に聞いたんですが、基本的な考え方というのがございまして、歩車道が分離されている場合は50キロ規制ということでございます。それから、中央分離帯がもしある場合は60キロという考え方で規制をかけているということをお聞きいたしました。したがって、現場所につきましては歩車道を分離してありますので、50キロ規制というふうになっておるとございまして。しかし、市としては、県警の考え方は当然理解ができるというふうに思っておりますが、学校や地元から強い要望もありましたし、また生徒の安全を考えると、ぜひ時速40キロにしてほしいということ強く要望したところでございます。結果につきましてはまだ出ておりませんが、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） この道というのは、弥中の生徒がたくさん通ります。そして、今50キロというのは、学校に面している道路で50キロというのは、確かに、今、課長の方からお話がありましたように、歩道と分離してあれば実際のところ50キロで通れるという話ですけども、50キロという速度というのはかなりスピードが速くて危険性を伴います。そのために、かわりにそれを40キロにさせていただく間にも事故でもあった場合は非常に危ないことになると思いますので、それを何とか少しでも危険を減らす工夫というのはできないでしょうか。例えば、もう既に行われていると思うんですけど、道路の北側は歩道がある程度拡幅されていると聞いております。そして、ある程度拡幅されていけば、少しでも生徒がそちらで安全に自転車通学・徒歩通学ができると思います。そういう面で、もう少し工夫ができる対策がないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 制限速度につきましては、公安委員会の方に要望させていただいておるわけですが、北側の市道につきましては、御承知のとおりだと思いますが、昨年度、北側の歩道部分を1メートル拡幅させていただきました。中学校から東側の信号交差点まで、南側の歩道の拡幅も、生徒の安全確保のために、平成22年度に関係地権者の御理解と御協力を得まして整備してまいりたいと考えておりますし、交通安全対策につきましても「通学路徐行」の立て看板を設置し、さらなる啓蒙に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 50キロから40キロに制限が変わるまでの間でも結構ですので、いろんな対策を講じていただけると生徒も安心して通学できるのではないかなあとしますので、よろしく願いいたします。

そして、次に伺います。弥中の駐車場の件についてお伺いしたいと思います。

P T Aの方から、学校の行事のときとかP T Aの会合の際に駐車場が不足しており、不便なので何とかならないかというお尋ねを伺いました。そしてまた、雨のときなんですけれども、雨天時において生徒の送迎の折にも、駐車場が狭くて渋滞を起こすおそれがあると聞いておりますけれども、何か対策はないでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 弥富中学校の駐車場の件でございますが、現在、教職員と来客の方の駐車場が、正門の東側に60台駐車スペースを設けてあります。それから、学校の行事の際の来客者の方用にグラウンドの南側の方に、ちょっと離れておりますが70台、合計130台の駐車スペースを現在確保しておりますのでございます。当然行事によっては駐車ができないこともございますので、そういった場合の応急処置といたしまして、体育館の西側のハンドボールのコート、ここに教師用ですが40台ほどでございます。それから正門の南側のプラザ、玄関のちょうど前あたりになるんですけども、そこに50台ほど駐車していただいて対応しているところでございます。したがって、現時点では保護者の方々にはできる限り自転車や乗り合わせてお出かけいただくようお願いしているところでございます。

雨天時に生徒さんの送迎のために渋滞をするというお話でございますが、基本的には生徒は自転車通学をしていただくというふうに指導してまいりたいと考えております。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 生徒さんの自転車通学、確かに私もそれが基本だと思います。私らの中学校のときは、車がありませんでしたんですけども、送ってもらったという人はほとんど見かけなかったもんですから、ただ、今は時代が変わりました。そして、今は特に雨天時と

というのは、どうしても風邪を引きやすいし、インフルエンザもはやっています。そういうことを考えれば、できたらこれからそういうことも考えていただくことも必要かなと思っております。ただ、弥富中学については、それ以外にも運動場が狭いとかいろんな要望もあります。できるだけ今後、駐車場の面と、それから運動場の確保ということもお願いしたいと思うんですけれども、その辺についてお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 今のところ、グラウンドが狭いとかという要望は、うちの方には直接はいただいておりません。ということでしかちょっと今は申し上げることができませんが。

議長（黒宮喜四美君） 武田議員。

7番（武田正樹君） 実際、今、要望が出ていないという話でしたのであれですけれども、私の方へは開校して間もないころから、ちょっとクラブで危ないというような話も伺っていました。そして、これから先、ある程度新しい中学校ですので、できるだけ生徒に安心していろんな学校行事、それからクラブ活動もやっていただいて、そして安心して学校に通学していただく。そして、駐車場の面というのは生徒にはあまり縁がないかもしれませんが、これから先、随時必要になってくると思いますので、要望としてぜひともこれから考案していただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 次に堀岡敏喜議員、お願いします。

1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。公明党の堀岡でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。身近な話題を、質問は大きく2点でございます。

一つ目に、新型インフルエンザについてでございますが、新型インフルエンザの流行がメキシコで確認をされてから半年が過ぎ、全国での推計患者数が1,200万人を超えるなど、10月以降、急速に感染が拡大をしております。冬本番が深まる中、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要であります。毎週のインフルエンザ患者の定点医療機関報告から試算をした第48週目、11月23日から29日の推計患者数は19万801名で、定点外の患者数を含むと189万人と3週連続で増加をしております、検出されたウイルスは大半が新型でありました。また、これまでは5歳から14歳が6割以上を占めておりましたが、徐々に減少し始めております。5歳から14歳は3割以上が既に医療機関を受診していると思われ、小・中学生の流行が頭打ちになり、前後の世代に移った可能性があるとも指摘をされております。また、季節性インフルエンザは、毎年1月から2月ごろにピークを迎え、1施設当たりの最多患者報告数は、過去5シーズンで10代が1回、30代が3回、50代が1回でありました。今回の新型は例年よ

り2ヵ月以上も早く30を突破しており、厚労省は、これから冬本番を迎えるので、いつがピークになるか予測できないとしております。

こうした中で、国内でワクチンの接種が10月19日から始まりました。重症化を防ぐ効果が期待されている反面、発症防止には限界があるが重症化は防げるとし、重い副作用もわずかだが起こるとされています。専門家からは、新型インフルエンザの毒性はほぼ季節性並みで、通常は数日休養すれば回復すると見ております。ただし、大半の人に免疫がないため感染力が強い上、妊婦や持病のある人は症状が重くなりやすく、健康な若年者でも肺炎などを併発し、重症化するリスクがあると見られております。

弥富市内におきましても、基礎疾患のある60代の男性が新型インフルエンザに感染し、つい先日、お亡くなりになりました。この場をおかりして、心より御冥福をお祈りいたします。

本年9月に発表されました弥富市新型インフルエンザ対策行動計画で言うところの現在は第3段階、感染拡大期の真っただ中であると認識をしております。

最初の質問でございますが、市内における発症の実態、それによる学級閉鎖など小・中学校での対応に変更はないのか。また、ワクチン接種に係る弥富市の実態と今後の見通しについてお伺いをいたします。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） それでは、堀岡議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、弥富市の発症の実態でございますが、小・中学校・保育所の集団感染についてでございますが、まず6月25日の中学生を始まりとしまして、11月末現在でございますが、小学校、学年閉鎖が1学年、学級閉鎖27学級、全児童数2,679名に対しまして感染者が1,040人、これを率にしますと38.8%となります。続きまして中学校でございますが、学年閉鎖が2学年、学級閉鎖が29学級、全生徒数1,266人に対しまして感染者515名、これを率に直しますと40.6%となります。続きまして保育所におきましては、学級閉鎖1クラス、全園児数が1,134名、うち感染者270人、これも感染率にしますと23.8%となります。この小・中・保育所を合計した数字が、全児童数・園児数合計5,079人でございますが、患者数がトータルしますと1,825人となりまして、率にしますと35.9%となります。

以上が集団感染の状況であります。一般市民の発症状況については把握できておりませんが、国立感染症研究所が11月27日に、推計患者数は全国で1,000万人を超えたと発表しました。先ほど議員が1,200万人を超えたというようなことを申されましたが、おおむね予測しますと、市内3,500名ぐらいの市民が発症したものと推定をしております。

それから、今後の見通しということでございますが、ワクチン接種に係る弥富市の今後の見通しにつきまして、現在、当市内の16の医療機関でワクチン接種を行っていただいております。

ます。それで、接種対象者及び愛知県の今後の接種予定でございますが、現在接種を開始しております優先対象者としましては、医療従事者、妊婦、基礎疾患を有する者のうち1歳から小学校3年に相当する年齢までの者、それから基礎疾患を有する者のうち小学校4年生に相当する年齢以上の者、それから1歳から小学校3年生に相当する年齢までの者、これが既に接種が始まっております。次に今後の予定でございますが、1歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者と、それから小学校4年生から6年生に相当する年齢までの者、これらの方につきましては、12月24日ごろからということで愛知県が予定をしております。続きまして、中学生に相当する年齢の者が1月中旬ごろから、続きまして高校生に相当する年齢の者、1月下旬ごろから、最後の優先接種対象者であります65歳以上の方につきましては、現在検討中というようなことでございます。

以上、市内における対象者につきましては、約1万8,800人を試算しております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ということは、弥富市のホームページにも優先接種の順番と申しますかスケジュールが立てられておりますけど、ほぼスケジュールどおりということではなかったですね。

私も実はインフルエンザについて先日かかってしまいまして、弱毒性とはお聞きしていたんですけれども、苦しい2日間で、ちょうど12月議会の初日の次の日に発熱をいたしました。十分気をつけていきたいなと思います。

また、受験生にとりまして、まさに勝負の冬でございますが、またそれらのお子様を持った御家庭の保護者の方々にとっても感染拡大は大きな心配の種となっております。今、課長の方から御答弁がありましたけれども、そういった受験生を抱えていらっしゃる、また受験生本人に最大の配慮を要望していきたいなと思います。

もう一つの問題として、ワクチンの接種費用が高額であることが上げられます。初流行ということもあり、接種費用は2回接種の場合は季節性の倍近い16,150円もかかり、4人家族で2万4,600円となり、折からの不況の中、2万円を超す出費は現実に本当に厳しいと悲鳴に近い声をたくさん聞いております。今回の新型インフルエンザは、世界的に感染拡大をし、一種の災害ともとれるのではないのでしょうか。備えがなく、負担の大きい初流行のことだけでも、国が負担軽減を講じるとしている生活保護世帯や住民税の非課税世帯に加え、すべての優先接種対象者に対して接種費用を助成するよう市長に求めたいのですが、市長、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 堀岡議員にお答えを申し上げます。

先ほど、所管の健康推進課長の方からいろいろと答弁をさせていただきました。思いもかけないと言っては失礼かもしれませんが、新型インフルエンザがこのように大流行するとは思っておりませんでした。弥富市におきましても、先ほど児童数、あるいは生徒数という形の中で、大変多くの方が感染され、苦しい思いをされたわけでございます。現状は少し下火にはなっておりますけれども、まだまだ気が許せないという中で、私ども行政といたしましても、手洗いであるとか、あるいはマスクをしていただきたいという形で、感染予防に対しては徹底をさせていただきたいという形でいろんな手段を通じてやってきたわけでございます。また、小・中学校等、あるいは公共施設におきましては、手洗いの蛇口を改良したりという形の中でやっているわけでございますが、一方、医療費の方も実は大変な伸び率でございます。平成20年と21年の6月から11月まで6ヵ月間で、何と国保としての医療費が1億700万円の増でございます。これがすべて新型インフルエンザにおける医療費とは思っておりませんが、間違いなく新型インフルエンザにおける児童・生徒の通院費・入院費という形の中での加算だろうと思っております。そうした形の中で、大変医療費の方も上がってきているということでございます。今回の12月の定例会の補正の中で、また議員の方に国保に対する補正をお願いしていかなくやいかんという状況でございます。

全員の方に対して接種に対する補助をとということでございますが、先ほど所管の方から、対象人口が1万8,800人という形でございます。これが100%ワクチンの接種をしていただいた場合の試算でございますけれども、約1億かかります。1億円の補助になってしまうわけでございます。これは3,300人ございます生活保護世帯、あるいは市民税非課税世帯という方が入っておりますけれども、いずれにいたしましても莫大な金額でございます。もう一方では、先ほども言いましたように、国民健康保険の医療費が大変な伸びであるということも重々御理解をいただきたいと思っております。そういった意味におきましては、私どもとしては、先ほどの対象者以外の方につきましては接種助成ということは現状は考えておりません。

また、優先接種の対象者も、先ほど所管の方から話をしたわけでございますが、これも市民の皆様に徹底していきたいということを考えている次第でございます。そうした形の中で、今週、全戸に対して回覧板を回させていただきます。いずれにいたしましても、接種される方におきましては、医療機関等々と御相談をいただきながら接種をいただきたいと思っておりますので、御理解も賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） ただいまは市長から答弁いただきまして、ありがとうございます。

財政が厳しいということも重々承知しておりますし、医療費が前年に比べかなりのかさみ

があるということも折の対応の中で承知をしておりますが、全国の自治体を見ますと、例えば全額でなくても半分であるとか、例えば1,000円であるとか。そういった形の中で、実際にだれが被害者なのか、国民全員になるわけですけれども。医療費といいましても、結局は市民税、または市民の税金から賄われる部分があって、本当は今回ワクチンがもうちょっと早くあれば、それを公費で助成してあげることが医療費を抑える一つの対策にもなったんじゃないかなと考えております。全地方に国が負担でということでしたら市長もいや応なしにできると思いますので、市独自でできないのであれば、市から県、また国に対して要望していただくということをお願いしたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

次は、病気や事故、災害などの緊急時におけます高齢者や障害をお持ちの方など要支援者に対する対応と、救急医療情報キットの御提案について伺いをいたしますが、まず弥富市内にお一人でお住まいの高齢者の方の世帯数、人数、またお一人での行動が困難な障害をお持ちの方と同居の世帯数、わかる範囲で結構でございますので、お聞きしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

高齢者等の世帯数は、毎年、民生委員さんの協力のもと、ひとり暮らしの世帯と高齢者だけの世帯を調査していただいております。それによりますと、ひとり暮らしの高齢者の数は783名であります。また、2人以上の高齢者のみの世帯は1,125世帯であります。次に、障害者1・2級の方は546名、1級が365名、2級が181名でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 現在、弥富市にはそういった方々のための緊急時のツールとしまして緊急通報システムというのがありますが、現在の利用者数はどうなっているでしょうか、お願いします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

緊急通報システムにつきましては、弥富市緊急通報システム事業実施要綱により実施させていただいております。現在135世帯、男性17名、女性118名の方に御利用いただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） これに関連した提案なんですけれども、新聞報道などで取り上げられておりますので御存じの方も多いかとは思いますが、救急医療情報キットについて、若干の事例を含め紹介をさせていただきます。

この救急医療情報キットとは、高齢者や障害者をお持ちの方、健康に不安のある方の安

心・安全のため始められた事業で、プラスチックでできた筒状の容器、具体的には直径約6センチ、長さ22センチでA4サイズの用紙が丸めて入れられる容器に、かかりつけの病院、緊急の連絡先、持病、お薬手帳といった医療情報のほかに、診察券や保険証のコピー、本人の顔写真などを入れておきます。これを駆けつけた救急隊員が見て、的確な救急処置ができるというものです。どこに保管しておくのかといいますと、ほとんどの御家庭の台所にある冷蔵庫の中です。また、冷蔵庫の中にキットがあることを知らせるために、冷蔵庫の前面と玄関先に告知のステッカーを張っておきます。

どういうものかといいますと、議長からお許しをいただいたんで、ちょっと見にくいかもしれませんが、筒というのはこういうものですね。今言ったステッカーというのは横に張っています。これは東京の港区のものです。自治体によっては「救急医療情報キット」と言うのが長いということで、地元の市長さんが別名「命のバトン」と命名されたところもあります。

これにより救急隊員の手間を省き、迅速かつ適切な救急処置が行えます。また、個人情報を自分で管理ができ、情報の更新も随時できるというのも利点の一つであります。課題としては、利用者を初め関係機関に対し、いかに周知を徹底していくかということでもあります。日本では、先ほども申し上げましたが、東京港区が昨年の5月に事業を開始し、本年9月1日現在での配布数は3,746戸で、これは区内の65歳以上の高齢者の約1割に配布したそうです。区民からの反響も大きく、好評を博しております。港区の取り組みは、もともとはアメリカのホーランド市の実践事例を参考にしたもので、少ない経費で行えることもあり、同区の例に倣って救急医療情報キット事業の導入を始める自治体もふえつつあります。先日、海部南部水道企業団で視察に訪れました県防災センターを要する静岡市も取り組んでいる自治体の一つであります。高齢化は弥富市も例外なく進んでおります。災害時に備え、自助・共助・公助に厚みを増す事業であり、弥富市においても、この救急医療情報キット配布事業を行って、市民の安心・安全な暮らしを守っていただきたいと思います。市長の見解としてはいかがでしょうか、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

実はこの救急医療情報キットということも、もう既に前ヶ須地区のある自治会の方がおやりになっております。住民の皆さんのアイデアというか、知識というか、そういうのを既に発揮していただいております。私も見せていただきました。この人の持病であるとか、あるいは診察券であるとか、あるいは保険証であるとかというものが書いたものをわかりやすいところに置いておくということもございます。こういったことにつきましては、私たちがそういったような方を参考にさせていただきながら前向きに取り組まなきゃいか

んなあとというふうに思っておりまして、特にひとり暮らしの世帯に対してはそういったことが安心・安全につながっていくのではないかなあと思っておりますので、今後、大いに検討材料にさせていただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 堀岡議員。

1番（堀岡敏喜君） 前ヶ須地区でもう始められているということを聞きまして、本当に関心の高さがうかがえます。ぜひ市としても前向きに取り組んでいただきまして、これは別に高齢者・障害者というだけでなく、先ほども申し上げましたけれども、持病を持っていらっしゃる、なかなか本人でないとわかり得ないような病気を持っていらっしゃる方の救急対応としても役立つものでございますので、ぜひとも取り組んでいただくよう強く要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 再開いたしましてから1時間になります。ここで3時10分まで休憩をとります。

~~~~~  
午後2時58分 休憩
午後3時09分 再開
~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に山口敏子議員、お願いします。

3番（山口敏子君） 3番 山口敏子でございます。

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

1点目は、潮見台市営火葬場の控室の増設をということでございます。

潮見台市営火葬場は、昭和50年ごろ弥富町時代に建設されました。その当時は最新の設備でした。それまでは各地区字ごとに墓地での火葬が行われておりました。その時代を思いますと、町営でこの事業をされましたことは住民として本当にありがたい施設でした。炉は3基、控室は和室が3部屋あり、一部屋は10畳で、ふすまをあければ大きな一つの部屋として使うこともできる部屋でした。しかし、合併に伴い、利用者はふえたと思われます。現在、利用人数は一家族20名ほどとされていると聞いておりますがどうでしょうか、お伺いいたします。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、待合室での御利用は、一家族といえますか、一御遺族といえますか、20名でお願いをいたしております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） この控室を利用される御家族の方は、親族の方、友人の方、最後のお別れにだれに行っていたかということで、現実はどうなかにやめていただくかということで頭を悩まされている場合があるということを知りました。親族の方は、友人の方でお別れを希望される方も全員が利用できるようお願いしたいものです。私の経験からも、現在、葬儀の形態が少しずつ変わっている状態でございます。以前は、告別式の前に精進料理の旅立ちのお食事をしました。隣組の方々にお世話をいただいていたので、慌ててその食事を取り、告別式に出たという思いがございます。今はその様式をされる家族は少なく、告別式後に火葬場での控室を利用してみえます。最後のお別れの後、2時間ほどの時間を使い、この控室で故人をしのんで、家族、親族、友人の皆さんが精進のお弁当とお茶を使われていることが多くなったと聞いております。そのため、この控室はこのような使われ方をされております。しかし、和室3部屋であるため、正座ができない方、例えばちょっと足に御不自由ができた方は、とても和室では座ることができません。そのためにお別れに行くことをやめるということを聞きました。実は私もこの経験をした家族の一人でございます。主人が亡くなったときも、息子がちょっと障害を持っておりまして、和室で座ることはできません。父が亡くなったときは、主人が体が不自由のために家に残しておいた、そういう経験はございます。

弥富市都市計画マスタープランということで記されておりますユニバーサルデザインを取り入れて、段差をなくし、畳の部屋じゃなくて、いすとテーブルの控室の増設をされたらと思いますかどうか、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） 体の御不自由な方の火葬場の御利用ということの御質問でございます。

その前に、先ほどの山口議員のお話の中で、最後のお別れについて人選をしなければならないというようなお話でございましたんですが、実は少し経緯を申し述べさせていただきますと、弥富市の火葬場は、平成になってから大体年間230人ぐらいで推移をしておったわけでございます。しかしながら、平成12年度の途中から旧十四山村の方にも御利用いただくことになり、平成14年度から大体年間280から300人程度の扱い件数で推移をしておるところでございます。御質問いただいた件については、要は火葬に係る問題ではなく、火葬が終わるまで火葬場にとどまる方が多くなってきたということが一つの問題であります。これは、周辺の市町村の火葬場でもやはり同様の問題が起きておりまして、いずれの市町村でも待合室等の利用については、こういった食事の禁止、あるいは待合室の人数制限を設けているということでございます。弥富市でも現在御利用いただく場合、よくお尋ねがあるわけござい

ますが、最後のお別れをする火葬室への入場制限は当初から現在も一切しておりません。これはすべて入っていただける。ただ、待合室を20人でお願いしておるわけでございます。これは、先ほど議員からも言われましたとおり、従来ですと、ひつぎが炉に入れられた後、火葬が始まります。特に南部地域の方は、一たん御自宅の方へお帰りになり、昼食後、再度火葬場に来て収骨をされるという形態がほとんどであったわけでございます。ところが現在は、先ほど議員も言われましたように、隣家の賄いで食事をしておったものが、民間の葬儀場を利用する方が多くなり、ほとんどの方が待合室にとどまれ、特に弥富市では、この時間を利用して昼食を済ませたいという方が非常に多くなっております。待合室が10畳で3部屋あるわけでございますが、火葬時間帯が重なることもございますので、どちら様も均等にお使いいただけるよう、大変申しわけないですが、一家族様20名をめどとしてお使いくださいというお願いをしておるわけでございます。

それから、体の不自由な方についてでございますが、これは平成12年でございますけれども、一部改装いたしまして、議員も御存じかとは思いますが、車いすのスロープも設置をさせていただきました。それから、少し狭いですが、ロビーにはいすもございます。それから、和室の前にも小さなソファを置いておりますので、そちらを利用していただきたい。また、身障者トイレも改装させていただきましたので、少し不自由かもわかりませんが、議員が言われたようにすべてユニバーサルデザインというわけにはいきませんが、そちらの方をお願いしたいわけでございます。

それから、待合室の増設との御要望でございますが、敷地の問題もさることながら、現在の火葬場の管理体制も含めて検討する必要があるかと思っております。御存じだと思っておりますが、火夫さんと、その奥さんで火葬のときにはやっていたいておりますので、人数がふえるとそういった管理体制も考えていかないかなのではないかなという考えを持っております。どちらにいたしましても、運営、管理体制、総合的に検討していくべきだなとは思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 今の環境課長の御答弁ですと、一応増設ということはあり得ないということでしょうか。市長さん、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山口議員にお答えを申し上げます。

潮見台の施設ということに対しまして、私も過日、全体の施設の状況という形の中で潮見台に行きまして、さまざまな現況を確認してきたわけでございます。先ほど山口議員の御質問の中にもございましたように、炉が今3基ございまして、管理をいただいている方とお話をさせていただいて、そのうちの2基が修理をしていかなきゃならないというような状

況にも実はあるわけでございます。そういった形の中で、優先順位はやはりそちらだろうということは思うわけでございます。親戚知人等の最後のお別れの場所でもあるということは重々わかっております。名古屋であろうとか、あるいは政令都市では、非常にそういったことに対する制限もされているところが現状でございます。しかしながら、弥富市なりのあり方があっていいというふうに私も実は思っておるわけでございます。そしてまた、先ほど所管の方の課長が話をしましたように、全体の管理をこれからどうしていくかということについては、指定管理ということも含めて考えていきたいということを実は思っておるわけでございます。少し話が飛びましたけれども、お部屋に入っていたのは20名という形で制限させていただいておるわけですが、そのほかにも雨の日もあるでしょうし、風の強い日もあるでしょうから、待合室というような形の中で、新しい手法かもしれませんが、例えば10年のリースというような物件で、プレハブ等で考えていったらどうかなあというところを今は思っている次第でございます。いずれにいたしましても、優先順位をしっかりと見きわめて、炉の修理、そして待合室を考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 一步前進の御回答をいただきました。ありがとうございます。

行く行くはだれでもが使えるということで、みんな足が悪くなったり正座ができなくなったりすることもございますので、いすで座れるお部屋も一つあってもよろしいんじゃないかと思えます。ありがとうございます。

では、2点目の御質問をさせていただきます。

三ツ又池公園をもっと市民参加のできる公園にということで質問させていただきます。

ことは、この三ツ又池公園で健康まつりの会場として、それから11月には中学生の持久走大会の会場として使われ、少しずつではありますが、公園としての機能で使われていると思えますが、今後はどのような計画があるでしょうか、よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

平成21年度の今後の予定といたしましては、弥富市体育協会が計画しております12月20日に歩こう会、年が明けました1月17日にはロードレースが開催される予定でございます。また、愛知県の造園建設業協会によります植樹祭及び贈呈式を予定しております。これにつきましては、平成22年の2月の下旬ごろに植樹祭、3月の上旬に贈呈式ということで計画をしております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 現在は残念ながら、市民の大多数の皆さんはこの三ツ又池公園の全容を知らない方が多いと思われまます。入り口の駐車場付近で終わりと思われている方がかなり多いと思われまます。この広い公園は、木立もまだ少なく幼い木が多いため、木陰ができるまでにはかなりの年月が必要と思われまます。季節によっては、特に夏などは、人が集う公園としては休む場所も少なく木陰がないため、とても無理な公園だと思いまます。まず緑をふやすことが一番ではないでしょうか。

6月の定例議会のときに佐藤博議員さんが、三ツ又池公園に結婚メモリアル植樹とか、そういうことをされたらどうでしょうかと提言されておいまます。私は、結婚だけでなく、家族のイベント、例えばお子様が誕生した、入学した、卒業した、そういうときの記念に、市民・住民の方々に記念樹を募集されてはどうでしょうか。よろしくお願いまます。

議長（黒宮喜四美君） 農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

議員が言われるとおり、まだ4月29日に開園したばかりでございままして、木の方につきましても木陰もない状況ではございまますが、先般の11月28日でございまますが、芝桜の植樹祭ということで、9団体の方、およそ160名の方に参加していただきまして、植樹祭を開催させていただきました。

あと、記念樹につきましましては、今言われますように結婚式等の記念じゃなくて、市民の植樹祭、または誕生日等によりまます記念植樹祭等のこともほかの地域では使われておるところもございまますが、私どもの三ツ又池公園におきましても記念植樹につきましましては、対象者、植樹する場所、樹木の大きさ、管理についてよく協議の上、検討していきたくてお願いまますので、それと、あいち森と緑づくり事業もございまますので、そういったものにあわせて検討できないかということでお願いまますので、よろしくお願いまします。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 御自分が植えた樹木が育っている公園とすれば、季節ごと、節目ごとに、どれくらい大きく成長したるうか、芽は出たるうか、枝は伸びたるうかと来て、家族・友人と公園に見に行きたくなる、そして植えた木を手入れしたくなるような公園にしてはどうでしょうか。

実は私自身も美化ボランティアの仲間に入れさせていただいておいまます。これは昨年、企画課の方でしていただきました地域づくりの補助金から創設されたボランティアの中でさせていただいておいまます。友人5人とアジサイを公園に植えておいまます。アジサイは挿し木でふやせますので、費用はかかりまません。手間だけなんです。仲間が自宅の庭でアジサイを育てておいまます。それから公園に植えさせてもらいまました。一応、農政課の課長さんに植えていいという場所を教えていただきまして、通路だけでもアジサイロードにしたいなというこ

とで、仲間が一生懸命挿し木をしております。それで、7月に植えた木が、この暑い夏を乗り切りまして元気に根づきました。10月に挿し木をした木も、小さいですがアジサイの花が冬でしたけど咲いておりました。それで、自分たちが植えた木がこんなに成長するということの喜びは、本当にうれしいことでした。これは一つの例ですが、こんな方法もありますので、公園の緑のボランティアを企画課の方でもう一度また皆さんに募集してみてもどうか、よろしくをお願いします。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 山口議員の御質問に御答弁させていただきます。

昨年度から地域づくり補助金ということで創設をさせていただきまして、先ほど農政課長が述べたとおり9団体ということで、今現在交付させていただいております。また来年度も、まちづくり補助金等で環境美化団体等申請がございましたら、農政課等に情報を提供させていただきまして、またボランティアということで活躍いただければなあと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山口議員。

3番（山口敏子君） 結局、皆さんが集うみんなの公園でございます。本当にみんなが集まって、この公園ができてよかったねというふうな公園に、これは皆さんが作り上げていく公園だと思います。本当にきょうはこういう公園が皆さんにわかっていただけということだけでも、これからもアピールをしていきたいと思っております。私たちもボランティアを通じて、公園をみんなに歩いてくださいね、奥は広いんですよということでお知らせしておきます。

では、きょうはこれで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（黒宮喜四美君） 次に小坂井実議員、お願いします。

4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1時間半も残していただきまして、ありがとうございました。

事業仕分けの弥富市財政に与える影響についてという題で質問をさせていただきます。

この件につきましては、まだ少し先があると思われまして。つまり、閣議決定なり、どれほどの削除がされるのかとか、そういうところがはっきり決まっておりませんので、どうかその点も御配慮をいただきまして御答弁をいただけたならば幸いと存じます。

この件につきましては、国民は皆、初めてテレビで見たわけでございます。今までもあったわけですが、密室でなされておったと。それを見ました国民も、非常に関心を持って毎日の結果を見て、また実況もありましたので見ておりました。そんな中におきまして、研究者などの研究費が削られると、またスポーツ団体におきましては強化費が削られると、そのような事態になりまして、ノーベル賞受賞者を集めまして、またスポーツ団体はメダリストを集

めまして記者会見を開いたと。マスコミも総動員いたしまして、てんやわんやの騒動があったわけですが、都道府県知事はもとより、全国市長会も手を尽くされることと思います。

そして、その中で掲げました1番の、影響があると思ひまして掲げましたが、これは広域農道を指すものと思いますが、廃止ということでございます。また、けさの報道では農水省の方でも、手をつけたものは廃止してもらっては困るという要望を出しておるという報道がなされておりました。弥富市におきましてこの農道整備事業が進行しておるものが現在ありますか、それをまずお教え願います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの小坂井議員からの御質問でございますが、この農道整備事業に関連して廃止の対象事業があるかということでございますが、弥富市には今、広域農道、これは旧八開村から飛鳥村まで連結する道路、一部一般県道等と共用もするわけでございますが、そういった計画の中で進めている事業がございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） それはただいま進行中というか、工事の途中ということでございますか。政府方針では一般道と併用してやりなさいということになっておりますので、国からの補助がいただけなくなるということでございます。なるやもしれない。

それから、2番目の港湾整備事業につきましては、渡邊議員さんより御質問がございまして、御答弁もございましたので、これは省かせていただきます。

3番目の義務教育費国庫負担金は見直しとなっておりますが、現在3分の1が国庫の負担金となっておりますが、弥富市といたしますとどれぐらいの金額になるかわかりましたら教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（山田英夫君） 義務教育費国庫負担金の影響、金額ということでございますが、義務教育費国庫負担金につきましては、公立の小・中学校の教職員の方の給与費を国と地方、この場合は愛知県でございますが、国と愛知県が負担する制度となっております。これまで国が3分の1を負担してまいりまして、地方が3分の2を負担しておったわけです。弥富市は直接金額を負担するということにはございませんでした。報道によりますと、今回の事業仕分けで地方の負担率を見直すということでございますが、まだ明確に方向性は示されておられません。国と地方のあり方を見直すということになっておるようでございます。したがって、本市への影響でございますが、これは国と愛知県との負担比率の問題でございます。金額的には直接の影響はございませんが、間接的には市町村への教職員の配置の定数が減少するおそれがあるというふうを考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 弥富市の負担はないということをお聞きしまして、それはそれで3番目は終わります。

4番目の下水道事業、それから農業集落排水事業についてお伺いをいたします。

下水道事業につきましては、ただいま弥富市で行われておるわけですが、もとはといえば、市債を発行して、返すのは地方交付税で8割ぐらい面倒を見ますよということで始まった事業でございますが、現在は下水道事業の方は、ほとんど地元でやるか、あるいは市債を発行してやっておると思います。それから、農業集落排水事業は、私ども十四山の方は4ブロックに分かれまして、西部がことしの春より供用開始になりまして、あと残るは東部ブロックがことしより工事にかかったわけですが、これにつきましては地方に移管ということになっております。といいますと、国からの補助がいただけないということになるわけですが、ただいまもう工事にかかっております。しかし、これもはっきりわかりませんが、もし地方に移管をされた場合には、弥富市の方で面倒を見ていただけるとしてよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 下水道課長。

下水道課長（橋村正則君） 下水に関する事業仕分けの件でございますが、公共下水道事業と農業集落排水事業につきましては、行政刷新会議の事業仕分けで、財源を地方へ移譲した上で地方の判断によって行うとしております。それで、現時点ではまだ財政移譲の方法も決まっておらず、弥富市の財政に与える影響は不透明でございますが、公共下水道事業におきましては国庫の負担割合が50%、また農業集落排水事業につきましては国庫の負担割合50%、県14%となっております。その負担割合を見ましても国庫事業の影響は大きいものとは考えておりますが、今後とも県と十分協議をいたしながら事業を進めていく考えでございますので、申し上げます。

なお、下水道事業につきましては、生活インフラや環境対策となる当市の重要施策の一つとして整備を図っておりますので、今後も引き続き事業の進捗を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 少し下水道に関してお話をさせていただきます。

今回の事業仕分けというのは、廃止とか、見直しとか、あるいは削減という形のものがあるわけでございます。私どもでまとめましたら、弥富市に関係するだけでもこれだけあるんですね。各所管の方に渡しまして、それぞれよく精査するよということと、約80ページにわたってまとめました。今、所管の方でそういった形の中で、しっかりと自分の担当するところについてはよく見なさいということになっておるわけでございますけれども、この下

水道については、概算要求予算に対する88%の予算ができております。減額という形の中で御理解をいただきたいと思っております。例えば港湾に対しては10%減だとか、そういうことがあるわけですが、下水道事業に対しては88%の減という形の中で、なおかつそれぞれの地方自治に対してしっかりと精査していきなさいということでございますので、我々はしっかりとこの事業を前へ進めていきたいということでございます。よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 現在も下水道事業は弥富市内、また十四山地区で着々と進められておるわけですが、88%の減というのは非常に大きな……。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） すみません、修正の答弁をさせていただきます。

対前年比で88%ということでございますので、昨年対比12%減、額にいたしまして5,200億という金額がついております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） どちらにいたしましても、国の方から回ってまいります補助金、あるいは交付金というのは、先には必ず減ってまいります。そして、地方に負担がかかってくると。今後の弥富市運営には、どうしても欠かせないのが自主財源であると思われまます。しかし、地方自治は日々休みはございません。どうか新しい事業を計画されるなり、また新しい財源を確保していただきたいと思う中で、イケアが「IKEA東海出店」という題で11月17日の新聞に載っておりました。弥富市の方でもきっとお店の誘致を働きかけていただいております。2013年に開店をしたいと。そしてその候補は、名古屋市東部が有力候補であると、そのように大きく出ているわけですが、マーケティングを調査しますと弥富市ではいけないという結論に達したかと思っております。まだまだそれが覆されるということがございましたら、ひとつ市長、しっかりやっていただきますように、この新聞でございますので。

それからもう一つ、富士ハウスが去年でしたか、新しい大きな会社でございますが、工場を残して倒産をされました。あと少しで税金が、固定資産税なりいただけるというタイミングで倒産をされたわけですが、その後の管財人には、工場もあるわけですが、敷地もあるわけですので、税金は必ずいただけるように手続はとっていただいておりますか、その点をお聞かせくださいますか。

議長（黒宮喜四美君） 通告にないそうですが、服部市長。

市長（服部彰文君） 富士ハウスさんの倒産につきましては、大変残念だというふうに思っております。過日、私どもの弥富市に対して、管財人の方からというか関係者の方から、土

地・建物を買ってくれというお話はございました。とても高額な金額でございますので買うわけにも、およそ約40億というような表示でございました。そういった形の中で、大変厳しい状況の中で後の整理ということも大変だなあと感じております。固定資産税等々の問題につきましては、調査次第また御連絡させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） それでは、次に移ります。

福寿会等利用の市有バスについてお伺いをいたします。

私ごとではございますが、去年の11月16日に年輪の集いにお招きをいただきました。そして、ことしの4月より、晴れて福寿会に入れていただけました。途端に地元の方の福寿会の会長を仰せつかりまして、ただいまやらせていただいております。

前任会長より申し送り事項といたしまして、催しは回数多く、金は使うなど。残高が残り少ないと。そんな中にも8月28日に市のバスを出していただきまして、三河温泉の方へ研修に行ってみりました。45名の参加でございました。5人乗れませんでした。それで、地元の方に車を1台出していただきまして、後ろからついてきていただきまして、それはそれで済みました。そして、その1年前、これは私の会長のときではございませんが、46名の参加がございました。車を1台用意しておりましたところ、バスの申し込みの用紙には、記入例の方に「最大41名までです」と書いてございます。そして運転手さんが、いや絶対40人しか乗せないということで、急遽もう1台車を用意していただきまして2台でついていったわけなんです、40人だけ最大41人まで乗せていただけるかどうか、ちょっとそこらのところの確認をしたいと思うんですが、よろしく願います。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） 今の質問の趣旨ですけど、そこに定員として41人と書いてあると。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） いや、定員は40人。記入例のところに、切りかえ座席を含め最大41人までですと書いてある。

議長（黒宮喜四美君） 総務課長。

総務課長（佐藤勝義君） ちょっとその辺に関しては、私この場でお答えできないものから、調べて後ほどお答えさせていただきます。すみません。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） それに関しましてお願いというか、質問をさせていただきます。

今月7日に福寿会の会合がありまして、坂下会長さんが、やはり5,000人を超す弥富市では最大の団体であると、また元気も一番であるというお話でございました。そんな中に、ほ

かにも文化団体、あるいはスポーツ団体、ボランティア団体、趣味のクラブ、皆さんの声は、2台あるのだから、できることならば2台貸していただければいいのではないかと。また、会長さんのお言葉だと、福寿会のように大きい、第1、第2、第3まであるようなところがあると。だけど、分けてあるだけで同じ集落であったら一緒に行きたいなということで、弥富のバスを1台借りて、もう1台どこかからバスをチャーターして、そして2台で行くと、そういう手当てをしてみえるということをお聞きいたしまして、会長さんも、何とかいい方法がないだろうかというお話でございましたので、市長にそこら辺のところを何とかならないか、ひとつ御答弁をよろしく願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、小坂井議員御指摘のように、私ども市のバスを2台保有しているわけでございます。平成20年度においては、年間180日ぐらいがバスの利用をいただいているわけでございます。そうした形の中で、非常に頻度が高くなってまいりまして、例えば福寿会等で1日で2台御使用いただくというような状況になりますと、私どもは公務としてそれが使えなくなるという形があるわけでございます。そうした形の中で、それぞれの福寿会の単位単位におきましていろいろと御都合をつけていただいて御利用いただいておりますけれども、この問題につきましては、かねてから大変御要望が高いわけでございます。もう一つは、遠くまで行きたいから距離制限ということに対して緩和をしないということもあるわけでございますけれども、そういったようなことがございまして、多くの方がお出かけをいただいて、元気で明るく、そして健康的に過ごしていただくということは大変結構なことであるし、私たちも望むところでございます。今後、そういう形の中でそれぞれの福寿会の単位単位でお使いになるときは、バス会社に支払った費用等々を換算しながら、我々としては少し補助をさせていただけんかなあというようなことを考えておるところでございます。そうした形の中で、福寿会の皆さんが御活躍していただけるということを我々としても望んでいきたいということでございます。補助金の制度を少し考えていきたいということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 福寿会の地元会長としては大変ありがたいお言葉でありましたが、それは福寿会に限ったことでしょうか、ほかの団体でもというおつもりでございましょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、私は、さまざまな団体の方とお話をさせていただきまして、皆さんの年間のいろいろな活動等について意見交換をさせていただいております。子ども会であるとか、あるいは女性の会であるとか、文化協会の会であるとかという形の中で、個々に協議をさせていただいております。そうした形の中で、行政として応援できると

ころということに対して、これから精査をしながら、皆様の活躍が一層活発にしていだけるような形で、さまざまな団体についていろんなことを考えていきたいということはございます。福寿会だけではございません。

議長（黒宮喜四美君） 小坂井議員。

4番（小坂井 実君） 大変ありがたい御答弁でございました。

福寿会の会長もやらせていただいておりますが、ボランティア団体の会計なり、あるいはほかのいろんな団体にも属しておりますので、みんな大変喜んでくれると思います。

御答弁ありがとうございました。終わります。

議長（黒宮喜四美君） 以上で一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~

午後3時55分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 炭 竈 ふく代

同 議員 山 口 敏 子

